

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン

～安心して住み続けられる，笑顔で行き交う圏域～

令和元年7月

水戸市

定住自立圏構想とは、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている状況を踏まえて、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

目 次

1	定住自立圏及び市町村の名称	…	1
	(1) 定住自立圏の名称	…	1
	(2) 圏域を形成する市町村の名称	…	1
2	定住自立圏共生ビジョンの目的及び計画期間	…	2
	(1) 目的	…	2
	(2) 計画期間	…	2
3	圏域の概況	…	3
	(1) 位置・地勢	…	3
	(2) 各市町村の概況	…	4
	(3) 人口・世帯数等	…	7
	① 人口・世帯数の推移	…	7
	② 人口動態	…	9
	③ 通勤・通学流動	…	10
	(4) 都市機能の集積状況	…	12
	① 医療施設	…	12
	② 高齢者・障害者福祉施設	…	15
	③ 観光関連施設	…	16
	④ 環境関連施設	…	18
	⑤ 教育（広域利用対象）施設	…	19
	⑥ 公共交通機関	…	21
	⑦ 人材育成関連施設	…	23
4	圏域の将来像	…	24

5	具体的取組	…	27
(1)	生活機能の強化に係る政策分野	…	28
①	医療分野	…	28
	・ 初期救急医療の充実	…	30
	・ 医師及び看護師等の確保に向けた取組	…	32
②	福祉分野	…	36
	・ 県央地域成年後見支援事業の実施，成年後見制度の普及啓発	…	38
③	産業振興分野	…	44
	・ 「いばらき県央地域観光協議会」を通じた広域観光の推進	…	46
④	環境分野	…	49
	・ 低炭素社会の実現を目指した取組の推進	…	50
⑤	教育分野	…	52
	・ 体育館や図書館などの公の施設の広域利用の推進	…	53
(2)	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	…	55
①	地域公共交通分野	…	55
	・ 圏域全体における公共交通の課題等の調査・研究，取組の推進	…	57
(3)	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	…	59
①	人材育成分野	…	59
	・ 職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加	…	60
6	推進体制と進行管理	…	61
付属資料			
	茨城県央地域定住自立圏に係る取組の主な経過	…	65
	茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会要項	…	67
	茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	…	68

1 定住自立圏及び市町村の名称

(1) 定住自立圏の名称

茨城県央地域定住自立圏

(2) 圏域を形成する市町村の名称

水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村



2 定住自立圏共生ビジョンの目的及び計画期間

(1) 目的

本ビジョンは、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村で形成される県央地域の目指すべき将来像を掲げ、その実現を目指し、相互の役割分担の下に、定住に必要な生活機能の確保・充実を図るとともに、地域の活性化に努めていくため、連携して推進していく具体的な取組内容等を示すものです。

(2) 計画期間

本ビジョンの計画期間は、2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までの 5 年間とします。

ただし、毎年度、成果を検証し、必要に応じてビジョンの見直しを行うものとします。

3 圏域の概況

(1) 位置・地勢

県都水戸市を含む5市3町1村からなる本圏域は、茨城県のほぼ中央部に位置し、総面積が約1,145平方キロメートルに及び、県土全体の約19パーセントを占めています。

圏域は地勢的に3つに分けられ、西部の山地には森林地帯が広がる一方、中央部は那珂川をはじめ、久慈川、涸沼川の流域に比較的まとまった平野が形成されています。また、東部は太平洋に面し、平坦な海岸線が続くなど、変化に富んだ自然に恵まれた地域です。

気候は比較的温和ですが、内陸性気候の山地と海洋性気候の海岸部では、気温や降水量等に違いが見受けられます。

図1 圏域の位置図

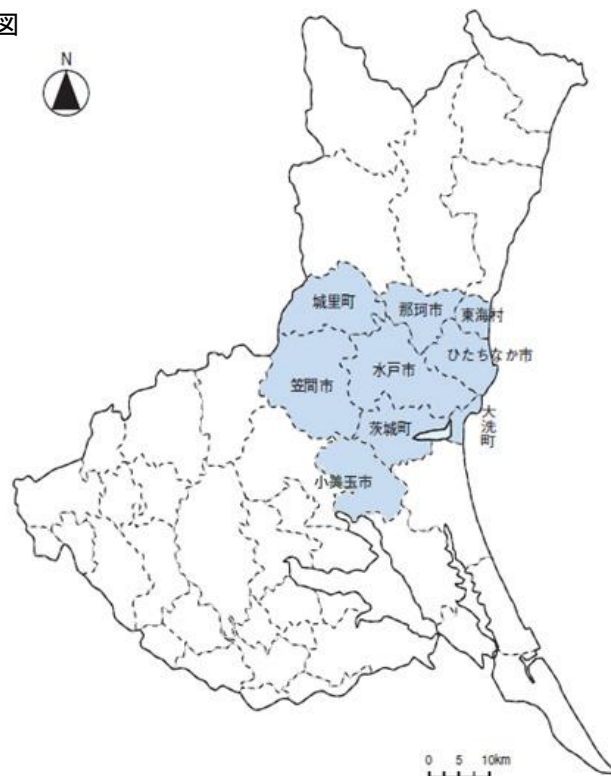


表1 各市町村の面積

(単位: km², %)

	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	合 計	(参考) 茨城県
面 積	217.32	240.40	99.93	97.82	144.74	121.58	23.74	161.80	37.98	1,145.31	6,097.06
割 合	19.0	21.0	8.7	8.6	12.6	10.6	2.1	14.1	3.3	100.0	18.8

※茨城県の割合の欄の数値(18.8%)は、県全域に占める圏域の割合

出典: 茨城県市町村概況(平成28年度版)

（２）各市町村の概況

水戸市



水戸市は、首都東京から約 100km の距離にあり、茨城県のほぼ中央に位置する県庁所在市です。水戸徳川家の城下町として繁栄し、日本三名園の一つである偕楽園や弘道館など歴史をしのばせる名所があり、千波湖をはじめ、豊かな自然にも恵まれています。

また、水戸芸術館をはじめとする都市的な魅力も兼ね備えており、これまで集積されてきた都市中枢機能の有効活用と一層の集積を図りながら、「すべての市民が安心して豊かな生活を送ることのできる」快適空間づくりを目指しています。

笠間市



笠間市は、豊かな自然と悠久の歴史・文化に彩られ、江戸時代から培われてきた作陶技術と伝統美を背景に、意欲的なアーティストや若い陶工が集う工房から創り出される笠間焼と御影石の産地です。また、恵まれた交通基盤による産業の要所として、新たな飛躍の時を迎えています。

四季が織りなす里山の表情、歴史が語りかける静寂のたたずまい、燃え上がる作陶の炎、個性的な美術館の数々が、訪れるすべての旅人を魅了し続けます。

ひたちなか市



ひたちなか市は、県中央の東部に位置し、平坦な台地が広がっており、東は雄大な太平洋に面して海岸線が約 13km 続いています。工業や水産業を中心として多様な産業が根付いており、北関東の中核拠点としての役割が期待されている「ひたちなか地区」には、多くの企業が立地しています。このひたちなか地区では茨城港常陸那珂港区の整備が着々と進められ、国際航路も開設されているほか、

国営ひたち海浜公園には多くの外国人観光客が訪れており、世界にひらかれた交流拠点として発展を続けています。

ひたちなか市は、人々の働く場を確保し、安心して家庭を築くことができる環境づくりを進めるとともに、人と人との絆や交流を創出してまちの活力を高めることにより、「世界とふれあう自立協働都市 ～豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち～」の実現を目指しています。

那珂市



那珂市は、久慈川と那珂川の沿岸に広がる田園地帯と市中心部の住居地帯からなっています。市のほぼ中心部に常磐自動車道那珂 IC があり、J R 水郡線も市内を走っているため、都心へのアクセスも良好です。

春は静峰ふるさと公園の八重桜まつり、夏はひまわりフェスティバルが開催され、晩秋から冬には古徳沼や一の関ため池親水公園に多くの白鳥が飛来するなど、四季を通じて自然が満喫できる、市民とともに住みやすいまちづくりを目指しています。

小美玉市



小美玉市は、起伏の少ないほぼ平坦な地形であり、南部は霞ヶ浦に接しています。豊かな自然の恵みを受け営まれる農業は、市の基幹産業となっています。

小川河岸、水戸街道をはじめとして、近世以来交通の要所として栄え、現在も西部を J R 常磐線、国道 6 号、常磐自動車道が貫き、南部には国道 355 号が通るなど、市内には茨城県内の主要な交通網が揃っています。さらに、平成 22 年 3 月には茨城空港が開港し、平成 26 年 8 月には、空港近くに空のえき「そ・ら・ら」がオープンしました。国内外との新たな交流が生まれることにより、市の飛躍的な発展が期待されています。

茨城町



茨城町は、涸沼をはじめとする水と緑の豊かな自然環境と、うるおいのある生活環境に恵まれた都市近郊の田園都市です。町の中央を 3 本の川が流れ、東端に位置するラムサール条約に登録された涸沼に注いでいます。

茨城中央工業団地や茨城工業団地への企業誘致活動と、北関東自動車道の 2 つの IC、また、茨城空港の開港に合わせ開通した東関東自動車道に茨城空港北 IC も設置され、飛躍的な発展が期待されています。

大洗町



大洗町は、太平洋、那珂川、涸沼と三方を水に囲まれた地形で、水と緑の台地が調和した自然豊かな町です。古くから海水浴をはじめとする観光・保養の地であり、「磯で名所は大洗さまよ」と日本三大民謡のひとつ「磯節」でもうたわれた、白砂青松の景勝地です。

また、大洗港は、県内一の沿岸漁業基地であるとともに、フェリーが首都圏と北海道を結び、人と物流の拠点としても発展してきました。ユニバーサルビーチである大洗サンビーチや県内を代表するアクアワールド大洗などには、多くの来遊客が訪れます。美しい自然を守りながら特色あるまちづくりに取り組んでいます。

城里町



城里町は、那珂川や藤井川、皇都川といった清流、御前山・鶏足山をはじめとする山々、美しい自然が残る心やすらぐ町です。

豊かな大地を利用した稲作や園芸作物の栽培が盛んで、たくさんの農産物が採れます。特産品直売センターかつらや物産センター山桜では、町内で採れた新鮮野菜等を販売し好評です。

また、町内には、山間地の大自然を活用した3つの野外活動センター「ふれあいの里」「うぐいすの里」「山びこの郷」や、露天風呂や温水プールなどが完備された「ホロルの湯」などがあり、県内外から多くの方にご利用いただいております。

東海村



東海村は、原子力発祥の地として、最先端の原子力科学を研究する機関や施設が集積しています。とりわけ、「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」は、素粒子物理、物質科学、生命科学など幅広い分野の最先端研究を行うための世界最高クラスの施設であり、国内外を問わず、日々多くの研究者が来村しています。

一方、和銅元年（708年）創立という古い歴史を持ち、伊勢神宮の分霊を祀る「大神宮」や、学問・智恵の仏様である虚空蔵菩薩を祀り、日本三休虚空蔵尊の1つである「村松山虚空蔵堂」をはじめとした歴史・文化的財産のほか、四季折々の魅力を映す景勝地「東海十二景」なども有しており、東海村は、科学・歴史・文化・自然が融和した魅力あるまちです。

(3) 人口・世帯数等

① 人口・世帯数の推移

2015（平成 27）年の国勢調査による本圏域の人口は 715,718 人となっており、2010（平成 22）年と比較すると 7,790 人減少しています。市町村別の状況をみると、水戸市、那珂市及び東海村で増加したものの、それ以外の市町では減少しており、本圏域においても人口減少が顕著になっています。

世帯総数は、2015（平成 27）年において 283,989 世帯となっており、2010（平成 22）年と比較すると、8,605 世帯増加しています。これは、核家族化の進展や単身世帯の増加によるものと考えられ、世帯規模が年々縮小していることがうかがえます。

また、平成 22 年の国勢調査から本圏域における年齢 3 区分別人口をみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は 101,357 人でしたが、2013（平成 25）年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040（令和 22）年には、65,018 人まで減少すると見込まれています。これに対し、65 歳以上の老年人口は、160,874 人であったものが 225,524 人へと増加することが見込まれており、少子高齢化が一層進行していくことが想定されています。

表 2 人口・世帯数の推移

※上段：人口、下段：世帯総数 単位：人、（ ）内%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
水戸市	261,275	261,562	262,603	268,750	270,783
	95,551	100,218	104,521	112,099	117,590
笠間市	80,903	82,358	81,497	79,409	76,739
	23,696	25,911	26,960	27,946	28,202
ひたちなか市	146,750	151,673	153,639	157,060	155,689
	49,277	53,476	56,319	60,268	61,104
那珂市	54,178	55,069	54,705	54,240	54,276
	16,050	17,289	18,034	18,889	20,025
小美玉市	52,041	53,406	53,265	52,279	50,911
	14,573	15,997	16,564	17,207	17,491
茨城町	35,741	35,296	35,008	34,513	32,921
	9,552	9,930	10,514	11,187	11,356
大洗町	20,446	19,957	19,205	18,328	16,886
	6,725	6,886	6,986	7,021	6,661
城里町	21,979	23,007	22,993	21,491	19,800
	6,256	6,820	7,206	7,142	7,066
東海村	32,727	34,333	35,450	37,438	37,713
	10,865	12,083	12,873	14,113	14,494
県央地域合計	706,040	716,661	718,365	723,508	715,718
	232,545	248,610	259,977	275,872	283,989
茨城県	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770	2,916,976
	922,745	985,829	1,032,476	1,088,411	1,124,349
圏域人口/県総人口	(23.9)	(24.0)	(24.1)	(24.4)	(24.5)
圏域世帯数/県世帯総数	(25.2)	(25.2)	(25.2)	(25.3)	(25.3)

※平成7年、平成12年の水戸市の数値は旧水戸市と旧内原町の合計値

出典：国勢調査（総務省統計局）

平成7年～平成17年の笠間市の数値は旧笠間市、旧友部町、旧岩間町の合計値

平成7年、平成12年の那珂市の数値は旧那珂町と旧瓜連町の合計値

平成7年～平成17年の小美玉市の数値は旧小川町、旧美野里町、旧玉里村の合計値

平成7年、平成12年の城里町の数値は旧常北町、旧桂村、旧七会村の合計値

図2 人口・世帯数の推移

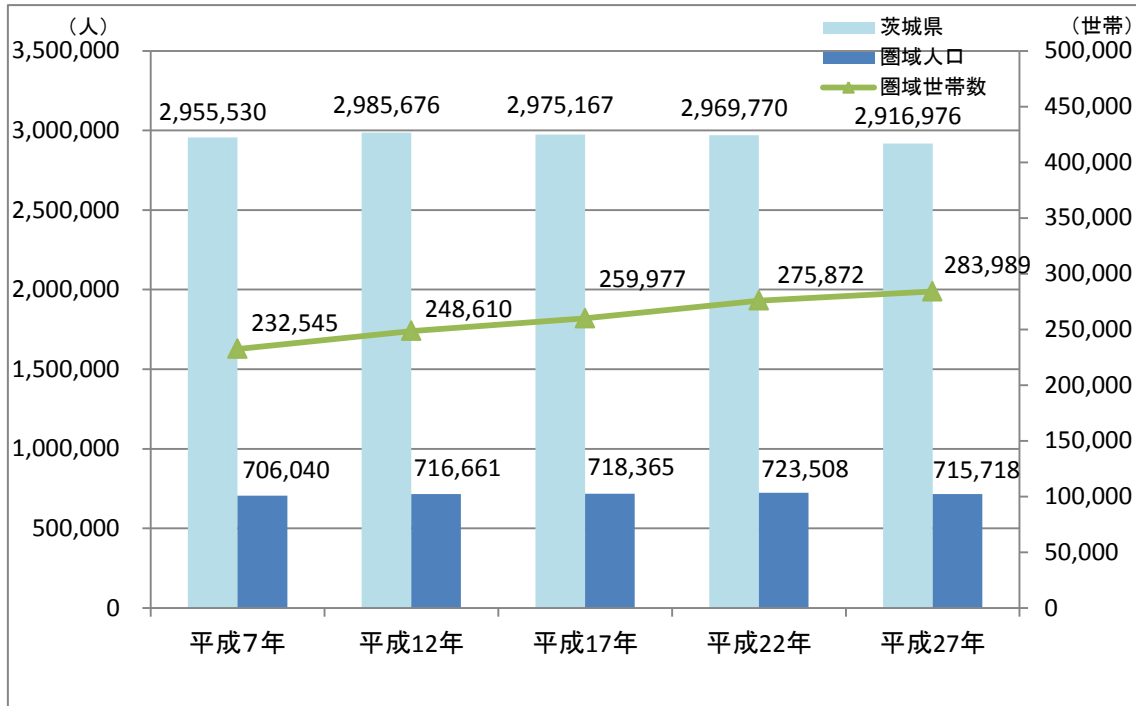
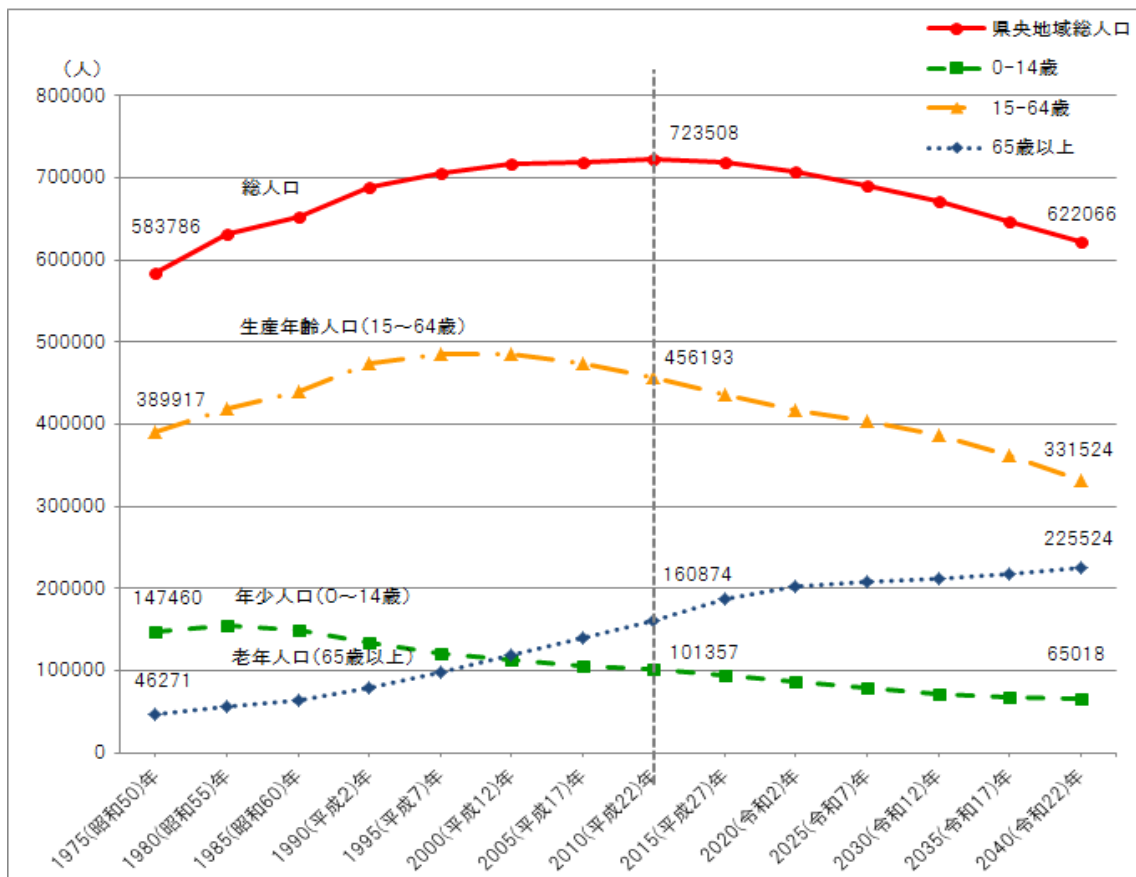


図3 年齢3区分別人口の推移と将来推計



※2015(平成27年)以降は推計値

出典: 国勢調査(総務省統計局), 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月)」

② 人口動態

圏域内における 2010（平成 22）年から 2014（平成 26）年までの自然増減数は、東海村が各年で増加するとともに、ひたちなか市は平成 25 年に減少に転じましたが、平成 26 年は再び増加となりました。また、水戸市が平成 23 年に減少に転じたのをはじめ、その他の市町では軒並み減少しています。

一方、社会増減数は、水戸市において各年で増加するとともに、ひたちなか市、那珂市、小美玉市及び東海村において各年で増減がみられるほか、その他の市町では各年とも減少しています。

自然増減数と社会増減数を併せた圏域の人口動態をみると、2011（平成 23）年以降、減少が続いており、この 5 年間では平成 26 年が最も減少しています。

表 3 人口動態の推移

単位：人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
水戸市	自然増減数	69	△ 35	△ 89	△ 76	△ 95
	社会増減数	882	266	941	1,127	88
	増減数	951	231	852	1,051	△ 7
笠間市	自然増減数	△ 257	△ 336	△ 326	△ 341	△ 335
	社会増減数	△ 211	△ 333	△ 240	△ 165	△ 26
	増減数	△ 468	△ 669	△ 566	△ 506	△ 361
ひたちなか市	自然増減数	244	163	145	△ 72	52
	社会増減数	22	△ 391	69	△ 459	13
	増減数	266	△ 228	214	△ 531	65
那珂市	自然増減数	△ 99	△ 172	△ 186	△ 206	△ 164
	社会増減数	36	△ 85	184	127	△ 14
	増減数	△ 63	△ 257	△ 2	△ 79	△ 178
小美玉市	自然増減数	△ 125	△ 176	△ 140	△ 175	△ 253
	社会増減数	△ 263	13	55	△ 48	△ 299
	増減数	△ 388	△ 163	△ 85	△ 223	△ 552
茨城町	自然増減数	△ 158	△ 252	△ 228	△ 201	△ 208
	社会増減数	△ 72	△ 225	△ 115	△ 126	△ 140
	増減数	△ 230	△ 477	△ 343	△ 327	△ 348
大洗町	自然増減数	△ 154	△ 146	△ 104	△ 148	△ 178
	社会増減数	△ 62	△ 328	△ 170	△ 106	△ 47
	増減数	△ 216	△ 474	△ 274	△ 254	△ 225
城里町	自然増減数	△ 190	△ 160	△ 157	△ 195	△ 205
	社会増減数	△ 96	△ 117	△ 175	△ 122	△ 108
	増減数	△ 286	△ 277	△ 332	△ 317	△ 313
東海村	自然増減数	154	106	103	69	6
	社会増減数	306	271	△ 192	115	△ 55
	増減数	460	377	△ 89	184	△ 49
県央地域	自然増減数	△ 516	△ 1,008	△ 982	△ 1,345	△ 1,380
	社会増減数	542	△ 929	357	343	△ 588
	増減数	26	△ 1,937	△ 625	△ 1,002	△ 1,968
茨城県	自然増減数	△ 4,325	△ 6,453	△ 6,781	△ 7,767	△ 8,014
	社会増減数	△ 216	7,991	△ 3,230	△ 5,342	△ 3,790
	増減数	△ 4,541	1,538	△ 10,011	△ 13,109	△ 11,804

※自然増減数＝出生者数－死亡者数

出典：茨城県常住人口調査結果報告書

社会増減数＝転入者数－転出者数

増減数＝自然増減数＋社会増減数

③ 通勤・通学流動

2010（平成 22）年の国勢調査の結果から、圏域内の市町村間の通勤者・通学者の流動状況をみると、水戸市への流動が最も多くなっています。中でも、茨城町や城里町は30%以上の流動が見られ、水戸市との結びつきが深いものとなっています。

圏域内では、水戸市を中心に相互に通勤・通学における流動がみられ、市町村間の密接なつながりがあることがうかがえます。

表 4－1 通勤・通学の流動状況

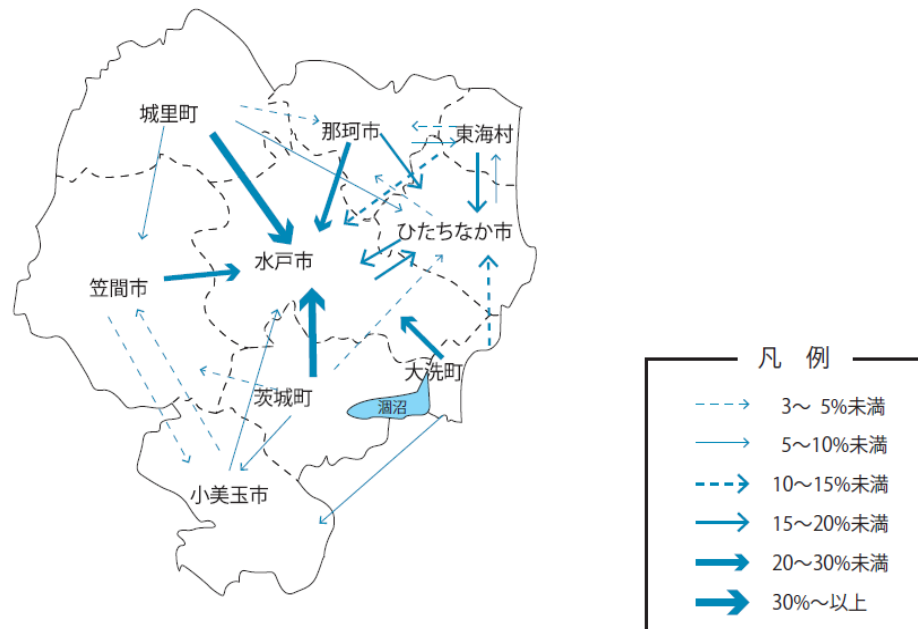
※〔 〕内は通勤・通学者総数 上段：人数，下段：総数に占める割合 単位：人，%

	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村
	流出先の通勤者・通学者数								
水戸市 〔126,067〕		3,365 (2.7)	8,282 (6.6)	2,226 (1.8)	1,267 (1.0)	3,208 (2.5)	1,571 (1.2)	833 (0.7)	1,700 (1.3)
笠間市 〔36,834〕	8,225 (22.3)		902 (2.4)	168 (0.5)	1,407 (3.8)	677 (1.8)	77 (0.2)	194 (0.5)	117 (0.3)
ひたちなか市 〔74,051〕	14,065 (19.0)	399 (0.5)		2,286 (3.1)	244 (0.3)	601 (0.8)	1,378 (1.9)	103 (0.1)	3,973 (5.4)
那珂市 〔25,339〕	6,449 (25.5)	224 (0.9)	3,921 (15.5)		75 (0.3)	199 (0.8)	154 (0.6)	201 (0.8)	1,271 (5.0)
小美玉市 〔24,477〕	1,857 (7.6)	970 (4.0)	242 (1.0)	29 (0.1)		545 (2.2)	52 (0.2)	5 (0.0)	31 (0.1)
茨城町 〔14,649〕	5,598 (38.2)	609 (4.2)	678 (4.6)	121 (0.8)	967 (6.6)		206 (1.4)	26 (0.2)	105 (0.7)
大洗町 〔8,419〕	2,136 (25.4)	44 (0.5)	1,073 (12.7)	63 (0.7)	61 (0.7)	182 (2.2)		4 (0.0)	220 (2.6)
城里町 〔9,722〕	3,546 (36.5)	515 (5.3)	570 (5.9)	418 (4.3)	52 (0.5)	95 (1.0)	36 (0.4)		125 (1.3)
東海村 〔17,479〕	2,061 (11.8)	46 (0.3)	2,676 (15.3)	812 (4.6)	21 (0.1)	50 (0.3)	189 (1.1)	18 (0.1)	

※通勤・通学者総数には自宅就業者を含みません。

出典：平成22年国勢調査（総務省統計局）に基づき算定

図 4－1 県央地域の通勤・通学の流動状況



2010（平成 22）年の国勢調査の結果から、圏域内の市町村と圏域外の周辺市との通勤者・通学者の流動状況をみると、ひたちなか市、那珂市、城里町、東海村と日立市、常陸太田市、常陸大宮市に流動がみられ、また、笠間市、小美玉市と土浦市、石岡市との間に流動がみられます。

土浦市を除く圏域に隣接する各市から水戸市への流動がみられ、圏域周辺市との日常的なつながりがうかがえます。

表 4－2 通勤・通学の流動状況（県央地域外）

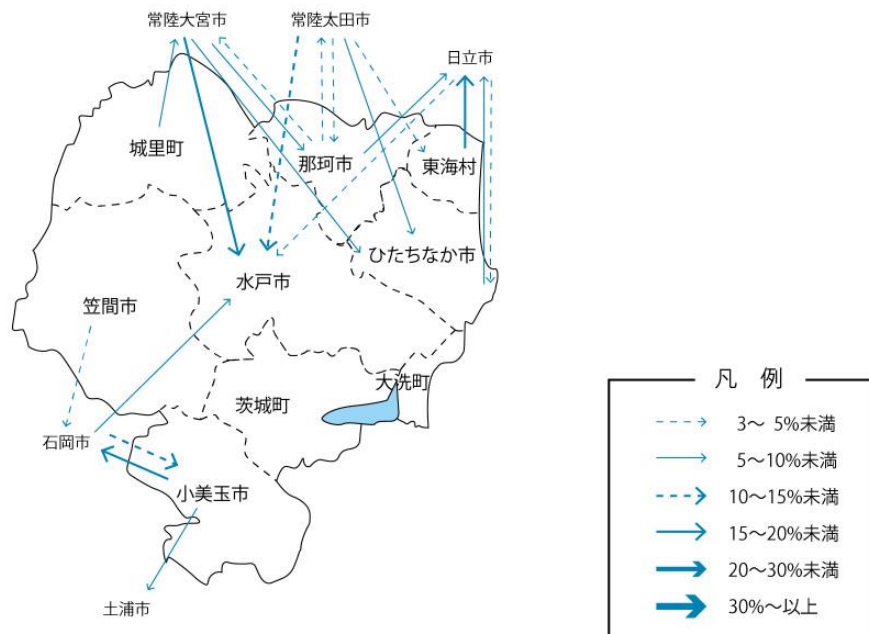
※〔 〕内は通勤・通学者総数 上段：人数、下段：総数に占める割合 単位：人、%

	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	日立市	常陸太田市	常陸大宮市	石岡市	土浦市
	流出先の通勤者・通学者数													
水戸市 〔126,067〕										2,900 (2.3)	444 (0.4)	792 (0.6)	790 (0.6)	1,219 (1.0)
笠間市 〔36,834〕										344 (0.9)	45 (0.1)	95 (0.3)	1,502 (4.1)	1,013 (2.8)
ひたちなか市 〔74,051〕										5,084 (6.9)	446 (0.6)	358 (0.5)	161 (0.2)	344 (0.5)
那珂市 〔25,339〕										1,356 (5.4)	1,089 (4.3)	1,238 (4.9)	52 (0.2)	152 (0.6)
小美玉市 〔24,477〕										68 (0.3)	1 (0.0)	5 (0.0)	3,884 (15.9)	1,891 (7.7)
茨城町 〔14,649〕										164 (1.1)	25 (0.2)	25 (0.2)	366 (2.5)	237 (1.6)
大洗町 〔8,419〕										149 (1.8)	25 (0.3)	9 (0.1)	27 (0.3)	41 (0.5)
城里町 〔9,722〕										172 (1.8)	110 (1.1)	722 (7.4)	43 (0.4)	51 (0.5)
東海村 〔17,479〕										3,196 (18.3)	298 (1.7)	98 (0.6)	18 (0.1)	45 (0.3)
流入先の通勤者・通学者数	3,872 (4.5)	76 (0.1)	3,412 (3.9)	491 (0.6)	21 (0.0)	62 (0.1)	72 (0.1)	18 (0.0)	1,617 (1.9)					
日立市 〔86,767〕														
常陸太田市 〔24,968〕														
常陸大宮市 〔19,507〕														
石岡市 〔35,835〕														
土浦市 〔69,012〕														

※通勤・通学者総数には自宅就業者を含みません。

出典：平成22年国勢調査（総務省統計局）に基づき算定

図 4－2 県央地域外との通勤・通学の流動状況



(4) 都市機能の集積状況

① 医療施設

住民が安心して生活を送る上で、病院などの医療施設は欠くことのできない重要なものです。

圏域内には、公立の病院や休日夜間診療所をはじめ、民間の診療所や救急医療等を担う病院が立地しており、住民生活を支えています。

少子高齢社会の到来により、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てや介護支援などニーズに対応したサービスの提供が求められています。

表5 圏域内の医療施設数及び病床数

単位:箇所、床

	病 院									一般診療所				歯科診療所施設数
	施設数			病床数						施設数			病床数	
	総数	精神	一般	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	総数	有床	無床		
水戸市	26	1	25	3,531	215	10	－	572	2,734	243	26	217	366	171
笠間市	5	1	4	1,231	537	－	25	54	615	39	3	36	57	31
ひたちなか市	7	－	7	662	－	2	－	128	532	82	15	67	211	69
那珂市	4	1	3	554	205	－	－	214	135	32	4	28	62	26
小美玉市	5	1	4	666	322	－	－	174	170	18	2	16	18	15
茨城町	2	－	2	791	244	－	－	47	500	14	3	11	57	11
大洗町	1	－	1	177	－	－	－	35	142	10	－	－	－	7
城里町	3	－	3	228	－	－	－	88	140	9	－	－	－	8
東海村	2	－	2	508	－	－	68	40	400	19	1	18	19	14
合 計	55	4	51	8,348	1,523	12	93	1,352	5,368	466	54	393	790	352

出典:平成24年茨城県保健福祉統計年報

表6-1 救急告示病院

単位:箇所

所在市町村	医療機関名	備 考
水戸市	水戸済生会総合病院	救急医療二次病院・救命救急センター
	水戸中央病院	救急医療二次病院
	水戸赤十字病院	救急医療二次病院
	青柳病院	
	丹野病院	
	大久保病院	
	水戸協同病院	救急医療二次病院
	城南病院	
	水府病院	救急医療二次病院
	水戸ブレインハートセンター	
	水戸病院	救急医療二次病院
笠間市	茨城県立中央病院	救急医療二次病院
	立川記念病院	
ひたちなか市	ひたちなか総合病院	救急医療二次病院
	勝田病院	
	アイビークリニック	
小美玉市	小美玉市医療センター	病院群輪番制病院
	石岡循環器科脳神経外科病院	病院群輪番制病院
茨城町	水戸医療センター	救急医療二次病院・救命救急センター
大洗町	大洗海岸病院	救急医療二次病院
東海村	茨城東病院	救急医療二次病院
	村立東海病院	
合 計	22	

出典:第6次茨城県保健医療計画(平成27年4月1日現在)

表 6 - 2 救急告示診療所

単位: 箇所

所在市町村	医療機関名	備 考
水戸市	山本整形外科	
合 計	1	

出典: 第6次茨城県保健医療計画(平成27年4月1日現在)

表 7 休日・夜間診療所等

市町村名	診療所・病院等	休日夜間の別	診 療 科				診 療 日				診療時間
			内科	外科	小児科	歯科	日曜日	祝日	年末年始	平日	
水戸市	水戸市休日夜間緊急診療所	休日	○	○	○	○	○	○	○	△	9:00 ~ 15:30 12:00~13:00は除く
		夜間	○	—	○	—	○	○	○	○	19:30 ~ 22:30
笠間市	笠間市立病院 市内医療機関	休日	○	○	○	—	○	○	○	△	9:00 ~ 17:00
		夜間	○	—	—	—	—	—	—	○	19:00 ~ 21:00
ひたちなか市	ひたちなか市休日夜間診療所, 日製ひたちなか総合病院	休日	○	○	○	—	○	○	○	△	9:00 ~ 15:30
		夜間	—	—	○	—	—	—	—	○	19:00 ~ 21:30
那珂市	受託医療機関17箇所(在宅輪番制)	休日	○	—	—	—	○	○	○	△	9:00 ~ 11:30
		夜間	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小美玉市	石岡市医師会病院, 小美玉市医療センター等	休日	○	○	○	○	○	○	○	△	9:00 ~ 15:30
		夜間	○	—	○	—	—	—	—	○	18:00 ~ 21:30
東海村	村立東海病院ほか6箇所(在宅輪番制)	休日	○	○	○	—	○	○	○	△	9:00 ~ 14:00
		夜間	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典: 県央地域首長懇話会調査資料(平成27年度)

表 8 休日・夜間診療所等における受診者の状況

上段: 受診者数 下段: 合計に占める割合

単位: 人, %

	受診者の居住地の内訳										合計
	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	その他	
水戸市休日夜間緊急診療所	11,161 (67.8)	696 (4.2)	724 (4.4)	567 (3.4)	206 (1.3)	1,014 (6.2)	258 (1.6)	309 (1.9)	94 (0.6)	1,428 (8.7)	16,457 (100.0)
笠間市立病院等	73 (3.0)	2,182 (91.0)	— —	— —	25 (1.0)	22 (0.9)	— —	15 (0.6)	— —	80 (3.3)	2,397 (100.0)
ひたちなか市休日夜間診療所	121 (1.5)	— —	6,134 (77.0)	553 (6.9)	— —	— —	76 (1.0)	— —	505 (6.3)	581 (7.3)	7,970 (100.0)

出典: 保健センター調査資料(平成27年度)

表 9 圏域内の周産期医療体制

○センター等の設置状況

センター名	病院名	指定日
総合周産期母子医療センター	水戸済生会総合病院	H17.6.29
地域周産期母子医療センター	水戸赤十字病院	H18.3.30
周産期救急医療協力病院	石渡産婦人科病院	H22.1.22
	江幡産婦人科・内科病院	H22.1.22

○その他の病院等の数

種 別	施設数
病 院	4
診 療 所	8
助 産 所	2

出典:保健センター調査資料(平成27年度)

② 高齢者・障害者福祉施設

超高齢社会を反映して、高齢者（65歳以上）の人口は年々増加が続いています。2015（平成27）年4月1日現在の本圏域における高齢者人口は、182,547人となっており、圏域内総人口の約26%を占めています。

また、圏域における特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設は、2016（平成28）年4月1日現在で75箇所設置されており、高齢者の増加に伴い施設数も増加しています。

圏域内における障害者福祉（支援）施設は、2016（平成28）年4月1日現在で延べ208箇所設置されています。

障害の重度化や重複化、多様化が進み、障害者施策が見直される中、権利擁護や就労支援など障害の状態に応じた支援が重要になっています。

表10 高齢者福祉施設の設置状況

単位:箇所

	施設区分			合 計
	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	
水戸市	21	2	5	28
笠間市	5	－	3	8
ひたちなか市	8	1	1	10
那珂市	4	2	1	7
小美玉市	8	－	1	9
茨城町	4	－	1	5
大洗町	2	－	－	2
城里町	1	－	1	2
東海村	3	－	1	4
合 計	56	5	14	75

出典: H28.4.1現在 茨城県保健福祉部資料

表11 障害者福祉（支援）施設等の設置状況

単位:箇所

単位: 回

	施 設 サ ー ビ ス 等 の 区 分			合 計
	障害者福祉サービス事業所		障害者福祉 支援施設	
	日中活動事業	居住系事業		
水 戸 市	66	28	5	99
笠 間 市	19	7	3	29
ひたちなか市	13	5	2	20
那 珂 市	13	5	1	19
小 美 玉 市	7	3	2	12
茨 城 町	8	2	4	14
大 洗 町	－	－	－	0
城 里 町	2	－	－	2
東 海 村	7	2	4	13
合 計	135	52	21	208

出典: H28.4.1現在 茨城県保健福祉部資料

③ 観光関連施設

圏域内には、日本遺産に認定された弘道館や偕楽園をはじめ、ネモフィラやコキアの開花時期にひときわにぎわう国営ひたち海浜公園のほか、日本三大稲荷に数えられる笠間稲荷神社や日本三体虚空蔵に数えられる村松山虚空蔵堂等の神社仏閣など、茨城県を代表する観光施設が数多く存在しています。

また、ラムサール条約湿地に登録された潤沼、国の重要湿地に選定された千波湖や、古徳沼などの豊かな自然、さらには、大洗サンビーチやふれあいの里（城里町総合野外活動センター）などのレジャー施設を有しており、多くの観光客等が本圏域に訪れています。

2015（平成 27）年の年間観光入込客数をみると、大洗町の約 444 万人を最多に、ひたちなか市、水戸市、笠間市が 300 万人台で続いています。

圏域内の観光客の増加を図るには、観光客等の視点に立った観光ルートの設定など、地域の特性を生かした広域観光の魅力を高めていくことが必要です。

表 12 主な観光関連施設等

	施 設 区 分			
	公 園	歴史・文化施設	神社仏閣・名所旧跡	その他
水 戸 市	偕楽園、保和苑、水戸市植物公園、水戸市森林公園、大串貝塚ふれあい公園、セツ洞公園	県民文化センター、水戸芸術館、弘道館、徳川ミュージアム、水戸市立博物館、茨城県立歴史館、茨城県近代美術館	弘道館、常磐神社、千波湖、大塚池、水戸八景（青柳夜雨、仙湖暮雪）	
笠 間 市	笠間芸術の森公園、笠間つつじ公園、北山公園	笠間工芸の丘、茨城県陶芸美術館、笠間日動美術館、春風萬里荘	笠間稲荷神社、愛宕神社、西念寺、鳳台院、常陸の国出雲大社、楞嚴寺、愛宕山	あたご天狗の森
ひたちなか市	国営ひたち海浜公園、馬渡はにわ公園、湊公園	文化会館、虎塚古墳、埋蔵文化財調査センター、那珂湊反射炉跡、武田氏館	水戸八景（水門帰帆）、天満宮、酒列磯前神社	那珂湊おさかな市場、阿字ヶ浦海水浴場、平磯海水浴場、姥の懐マリンブルー
那 珂 市	静峰ふるさと公園、那珂総合公園、茨城県植物園、県民の森、きのこ博士館、一の関ため池親水公園（曲がり家）	歴史民俗資料館	古徳沼、額田城跡、静神社、常福寺、一乗院	
小 美 玉 市	希望ヶ丘公園（コスモス畑）、玉里運動公園、大井戸湖岸公園	小川文化センターアピオス、四季文化館みの〜れ、生涯学習センターコスモス、ひょうたん美術館、タカノフーズ納豆博物館	霞ヶ浦、六井六畑八館八艘、素鷲神社、耳守神社、手接神社、山中薬師本堂、円妙寺	茨城空港、空のえき そ・ら・ら、四季の里、やすらぎの里、民家園、しみじみの家

	施 設 区 分			
	公 園	歴史・文化施設	神社仏閣・名所旧跡	その他
茨 城 町	涸沼自然公園	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	涸沼、名勝広浦、名勝親沢、小幡北山埴輪製作遺跡、小幡城跡、勘十郎堀跡、水戸八景（広浦秋月）	涸沼自然公園キャンプ場、広浦公園キャンプ場、親沢公園キャンプ場
大 洗 町	県立大洗公園	大洗町幕末と明治の博物館、大洗文化センター	大洗磯前神社、大洗神磯鳥居、水戸八景（巖船夕照）、涸沼	大洗サンビーチ海水浴場、大洗海水浴場、アクアワールド茨城県大洗水族館、大洗わくわく科学館、大洗マリンタワー、大洗キャンプ場、大洗サンビーチキャンプ場、めんたいパーク、大洗リゾートアウトレット
城 里 町	御前山県立自然公園	県埋蔵文化財センター「遺跡ピア茨城」、コミュニティセンター城里	御前山、小松寺、薬師寺	ホロルの湯、うぐいすの里、ふれあいの里、やまびこの郷、道の駅「かつら」、鶏足山、御前山ハイキングコース
東 海 村	阿漕ヶ浦公園	東海文化センター	大神宮、村松山虚空蔵堂、水戸八景（村松晴嵐）	原子力科学館、東海テラパーク

出典：いばらき県央地域観光協議会HP、各市町村資料

表 13 観光入込客数

	平 成 2 7 年					平成26年	対前年比
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	合 計		
水 戸 市	857,600	774,800	1,441,900	599,800	3,674,100	3,426,000	107.2
笠 間 市	1,066,100	883,900	191,100	1,379,600	3,520,700	3,521,300	100.0
ひたちなか市	409,800	1,201,900	1,297,900	866,200	3,775,800	3,369,300	112.1
那 珂 市	57,700	100,500	47,400	65,700	271,300	278,800	97.3
小 美 玉 市	435,500	479,700	520,000	476,400	1,911,600	1,367,200	139.8
茨 城 町	174,300	267,500	144,800	195,600	782,200	644,200	121.4
大 洗 町	1,059,300	926,600	1,555,600	899,900	4,441,400	4,323,900	102.7
城 里 町	105,900	134,900	152,200	133,900	526,900	503,400	104.7
東 海 村	191,700	10,200	53,500	43,300	298,700	285,000	104.8
合 計	4,357,900	4,780,000	5,404,400	4,660,400	19,202,700	17,719,100	108.4

※ゴルフ場利用者数を除きます。

出典：茨城の観光レクリエーション現況（平成27年観光客動態調査報告）

④ 環境関連施設

地球温暖化の防止など環境保全に取り組む組織として、圏域内に、一般社団法人茨城県環境管理協会があります。

当該協会は、茨城県地球温暖化防止活動推進センターに指定されており、環境関連の測定分析、調査や環境コンサルティングのほか、地球温暖化防止活動の推進など、身近な環境問題から地球規模の環境保全の課題まで幅広い活動を行っています。

良好な地球環境を次世代へ引き継いでいくため、地方自治体の役割が重要になっており、実効性のある取組が求められます。

表 14 茨城県における温室効果ガス排出量の推移等

	基準年 1990(平成2)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度	2011 (平成23)年度	2012 (平成24)年度	2013 (平成25)年度	目標値 2020(平成32)年度
総排出量 (千t)	50,303	49,344	49,476	48,954	51,137	51,890	42,649 ～46,014
基準年比 増減率	—	△1.9%	△1.6%	△2.7%	1.7%	3.2%	△15.2% ～△8.5%

出典: 茨城県内の温室効果ガスの排出量の状況(茨城県HP)

⑤ 教育（広域利用対象）施設

圏域内では、各市町村間で協定を結び、それぞれが保有する体育施設や図書館などの公の施設を広域利用の対象施設として相互利用に供しています。

2015（平成 27）年度における圏域内住民の広域利用の状況をみると、体育施設が約 190,000 人、図書館が約 69,000 人に上り、多くの住民が他市町村の施設を利用していることがうかがえます。

人口が減少する中、今後、各自治体がフルセットで公共施設を保有することが難しくなることが想定されており、自治体間で施設を供用していくことは住民サービスの維持・向上の面から一層有用になります。

表 15 広域利用対象の体育施設・図書館等の施設

	施 設 区 分		
	運動公園・体育館等	図書館	その他
水戸市	千波公園、青柳公園、総合運動公園、大串貝塚ふれあい公園、大塚池公園、小吹運動公園、市立競技場、田野市民運動場、元石川市民運動場、常澄運動場、常澄健康管理トレーニングセンター、内原ヘルスパーク、市立サッカー・ラグビー場	市立中央図書館、市立東部図書館、市立西部図書館、市立見和図書館、市立常澄図書館、市立内原図書館	少年自然の家、水戸芸術館、植物公園
笠間市	総合公園、柿橋グラウンド、柿橋テニスコート	市立笠間図書館、市立友部図書館、市立岩間図書館、	
ひたちなか市	総合運動公園、那珂湊運動公園、松戸体育館、那珂湊体育館、那珂湊第二野球場、津田運動ひろば、佐野運動ひろば、石川運動ひろば、六ツ野公園、東石川第4公園、西原公園	市立中央図書館、市立那珂湊図書館、市立佐野図書館	
那珂市	那珂総合公園、中谷原公園、ふれあいの杜公園、瓜連体育館、神崎グラウンド、神崎テニスコート	市立図書館	
小美玉市	希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園、小川B&G海洋センター、玉里B&G海洋センター	小川図書館、玉里図書館	やすらぎの里小川
茨城町	運動公園	総合福祉センター「ゆうゆう館」	
大洗町	総合運動公園、ビーチテニスクラブ		漁村センター
城里町	常北運動公園、上古内多目的運動広場、健康管理トレーニングセンター、桂体育館、大桂公園、下赤沢運動広場、塩子運動広場、グリーン桂うぐいすの里	町立桂図書館	コミュニティセンター城里
東海村	総合体育館、テニスコート、阿漕ヶ浦公園	村立図書館	東海文化センター、東海駅コミュニティ施設

出典：公の施設の広域利用に関する協定書（平成28年）

表 16 広域利用対象の体育施設・図書館等の利用状況

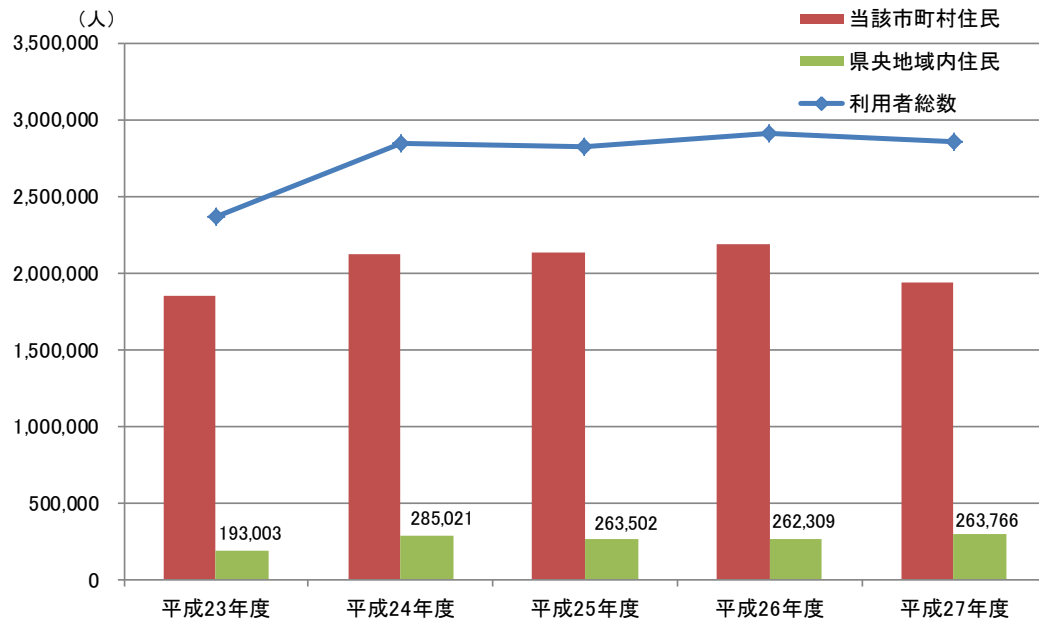
※上段は 人数、下段は 合計に占める割合 単位：人、%

	運動公園・体育館等				図書館				その他			
	利用者(住民)の内訳				利用者(住民)の内訳				利用者(住民)の内訳			
	市町村内	圏域内	圏域外	合計	市町村内	圏域内	圏域外	合計	市町村内	圏域内	圏域外	合計
水戸市	120,549 89.1	12,339 9.1	2,388 1.8	135,276 100.0	275,781 94.4	14,799 5.1	1,699 0.6	292,279 100.0	3,748 85.4	258 5.9	384 8.7	4,390 100.0
笠間市	69,169 86.9	9,377 11.8	1,072 1.1	79,618 100.0	143,159 78.2	19,370 10.6	20,561 11.2	183,090 100.0	-	-	-	-
ひたちなか市	386,105 70.4	28,559 5.2	133,904 24.4	548,568 100.0	180,142 97.1	3,038 1.6	2,367 1.3	185,547 100.0	-	-	-	-
那珂市	126,836 67.2	43,553 23.1	18,304 9.7	188,693 100.0	95,562 74.9	28,285 22.2	3,732 2.9	127,579 100.0	-	-	-	-
小美玉市	104,430 90.8	3,929 3.4	6,274 5.5	114,633 100.0	23,198 90.5	105 0.4	2,337 9.1	25,640 100.0	9,562 85.3	196 1.7	1,452 13.0	11,210 100.0
茨城町	26,523 65.9	13,350 33.2	367 0.9	40,240 100.0	3,122 83.3	558 14.9	70 1.9	3,750 100.0	-	-	-	-
大洗町	52,817 58.5	35,147 38.9	2,320 2.6	90,284 100.0	-	-	-	-	7,048 97.7	103 1.4	60 0.8	7,211 100.0
城里町	104,727 92.4	7,547 6.7	1,026 0.9	113,300 100.0	15,105 67.7	1,652 7.4	5,547 24.9	22,304 100.0	16,400 89.5	90 0.5	1,836 10.0	18,326 100.0
東海村	155,919 78.7	36,578 18.5	5,708 2.9	198,205 100.0	8,096 90.0	1,252 13.3	86 0.9	9,434 100.0	40,357 89.5	3,681 8.2	1,033 2.3	45,071 100.0
合計	1,147,075 76.0	190,379 12.6	171,363 11.4	1,508,817 100.0	744,165 87.6	69,059 8.1	36,399 4.3	849,623 100.0	77,115 89.5	4,328 5.0	4,765 5.5	86,208 100.0

※利用者内訳が不明の施設を除いています。

出典：公の施設の広域利用実態調査（平成27年度）

図 5 広域利用の状況



※県央地域内住民の広域利用者数は参考値です。

出典：公の施設の広域利用実態調査

⑥ 公共交通機関

県央地域には、鉄道や高速道路網をはじめ、重要港湾である茨城港常陸那珂港区及び大洗港区、さらには、北関東唯一の空港である茨城空港が立地しており、陸・海・空の交通ネットワークが形成されています。

圏域内の公共交通機関としては、鉄道では、東京と仙台（※2016（平成 28）年 7 月 12 日現在、竜田～小高駅間及び相馬～浜吉田駅間は未復旧のため運転見合わせ）間を結ぶ J R 常磐線のほか、栃木県の小山と友部間を結ぶ J R 水戸線や、水戸駅を発着点として郡山及び常陸太田間をそれぞれに結ぶ J R 水郡線があります。また、J R 線以外では、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が水戸と鹿嶋間を結んでいるほか、ひたちなか海浜鉄道湊線がひたちなか市内を路線として運行しており、通勤・通学等に利用されています。

平成 27 年度における圏域内の J R 線の主な駅の 1 日当たりの乗客数をみると、水戸駅が約 30,000 人、勝田駅が約 13,000 人、赤塚駅が約 6,000 人の順に多くなっています。

また、主要駅からその近郊を中心に、茨城交通㈱及び関東鉄道㈱等により路線バスが運行するとともに、常磐自動車道等の高速道路経由で東京、名古屋、仙台、成田、宇都宮方面等に高速バスが運行しています。

このほか、笠間市をはじめ複数の市町村では、コミュニティバスやデマンド交通を導入し、路線バスの運行空白地や主要駅から観光地間等を運行しており、公共交通を補完しています。

図 6 圏域内の鉄道路線



表 17 JR常磐線・水戸線・水郡線の主な駅の乗客数の状況 単位:人/日

駅の所在市・村	駅 名	乗 客 数
水 戸 市	水 戸 駅	29,767
	赤 塚 駅	6,154
笠 間 市	友 部 駅	3,608
	笠 間 駅	1,420
ひたちなか市	勝 田 駅	12,936
	佐 和 駅	3,796
那 珂 市	上菅谷駅	734
小 美 玉 市	羽 鳥 駅	2,301
東 海 村	東 海 駅	4,869

出典:平成27年度各駅の乗車人員(JR東日本HP)

表 18-1 コミュニティバスの運行状況

単位:日,人

	システム名称	運行車両	利用対象者	年間運行日数	年間利用者数
笠間市	かさま観光周遊バス	中型バス(定員36人)1台	限定なし	315	23,519
ひたちなか市	スマイルあおぞらバス	中型ノンステップバス(定員30人)5台, ワゴン車(定員9人)2台	限定なし	360	164,431
那珂市	ひまわりバス	小型バス(定員29人)3台 (*2台運行/日)	限定なし	243	12,416
小美玉市	市内循環バス	小型ノンステップバス(定員34人, 31人)各1台	限定なし	242	19,050
	地域循環バス(4ルート)	ワゴン車(定員15人)2台	限定なし	194	2,283
大洗町	循環バス「海遊号」	中型レトロバス(定員52人)1台, 小型バス(定員29人)1台	限定なし	365	63,263
	じんぐりバス「なっちゃん号」	1台			

出典:水戸市交通政策課調査(平成27年度実績)

表 18-2 デマンド交通の運行状況

単位:日,人

	システム名称	運行車両	利用対象者	年間運行日数	年間利用者数
笠間市	デマンドタクシーかさま	ワゴン車(定員10人)10台	住民限定	282	53,121
那珂市	ひまわりタクシー	セダン車(定員4人)3台, ワゴン車(定員9人)1台	住民限定	243	14,897
城里町	ふれあいタクシー	ワゴン車(定員7人)2台, セダン車(定員3人)1台	住民限定	242	12,668
東海村	あいのりくん	セダン車(定員3人)6台	住民限定	294	44,890

出典:水戸市交通政策課調査(平成27年度実績)

⑦ 人材育成関連施設

圏域内には、大学や短期大学、高等専門学校といった高等教育機関が設置されています。

これらの大学等では、社会人を学生として受け入れているほか、地域における多様な学習ニーズに応えるため、住民等を対象に公開講座などを開講し、人材育成や生涯学習の推進等の役割を担っています。

また、自治体職員専門の研修施設として、茨城県自治研修所が設置されており、階層別、分野別等の研修を実施し、自治体職員の知識の習得と技能の向上を図っています。

表 19 圏域内の主な高等教育機関

高等教育機関名	設置者	所在市町村
茨城大学, 大学院	国立大学法人	水戸市
常磐大学, 大学院	学校法人 常磐大学	水戸市
常磐短期大学	学校法人 常磐大学	水戸市
茨城女子短期大学	学校法人 大成学園	那珂市
茨城工業高等専門学校	独立行政法人 国立高等専門学校機構	ひたちなか市

出典:水戸市政策企画課調査

表 20 その他研修施設等

研修施設等名	設置者	所在市町村
茨城県自治研修所	茨城県	水戸市
茨城県水戸生涯学習センター	茨城県	水戸市

出典:水戸市政策企画課調査

4 圏域の将来像

＜これまでの連携＞

住民生活等において密接なつながりを持つ茨城県央地域に位置する9市町村は、地方財政状況の悪化、人口減少など、地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、真に自立した地方自治を進め、より一層の住民の幸せ、まちの発展を目指していくために、協働・連携することとし、平成20年1月に県央地域首長懇話会を設置しました。

当懇話会は、これまで、体育施設や図書館などの公の施設の広域利用や統一ノーマイカーウィーク等を通じた環境問題への取組をはじめ、平成22年5月には、構成市町村の観光資源の活用等を図りながら広域観光を推進することを目的に、いばらき県央地域観光協議会を設置し、県内外において観光キャンペーン等を展開するなど、住民福祉の向上と地域の活性化に取り組んできました。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、圏域内に立地する東海第二発電所の安全対策の強化や原子力安全協定の見直しなどを求める取組を進め、圏域における住民の安全・安心の確保にも努めてきました。

＜将来に向けて＞

茨城県央地域は、鉄道網や高速道路網、重要港湾、茨城空港が位置しており、陸・海・空のネットワークが形成されています。

また、弘道館や偕楽園、国営ひたち海浜公園、笠間稲荷神社や村松山虚空蔵堂など多くの観光施設、ラムサール条約湿地に登録された涸沼、国の重要湿地に選定された千波湖、古徳沼など豊かな自然、大洗サンビーチ海水浴場やふれあいの里などレジャー施設を有しています。

さらに、水戸市を中心に数多くの医療施設、福祉施設、教育施設が位置するほか、J-PARC（大強度陽子加速器施設）や那珂核融合研究所などの最先端科学の研究施設も位置しています。

このように当圏域は、さまざまな魅力資源をはじめ、北関東有数の質の高い交流空間や産業拠点などを有しており、これらの強みを活用しながら、圏域全体のさらなる発展につなげていく必要があります。

一方、我が国の状況を見ると、今後、総人口が急速に減少することが見込まれており、特に、地方においては大幅な減少とともに、少子高齢化が一層進行していくとされ、現状のまま推移すれば、将来存続が危ぶまれる自治体も出現するとも言われています。

このことから、国では人口減少の歯止めと東京圏への一極集中を是正するため、まち・ひと・しごと創生法に基づく長期ビジョン及び総合戦略を策定するとともに、地方にお

いても、地域の特性を生かした総合戦略等を策定するなど、現在、国、地方を挙げて、地方創生に向けた取組を進めているところです。

社会経済情勢が変化していく中、基礎自治体である市町村は、自らの努力により、地域の魅力を高め、永続的なまちづくりを進めていく必要があります。しかしながら、住民ニーズが多様化・複雑化している今日、一市町村がすべての行政課題に対応し解決を図っていくことが困難になってきています。

このため、同じ行政課題を抱える市町村がその解決に向けて、相互に連携し補完し合うことがますます求められていきます。

＜圏域の将来像＞

当圏域に所在する9市町村は、人口減少等が地域にもたらすさまざまな課題に一丸となって対応するため、茨城県央地域ならではの強みを生かしながら、これまでに培ってきた連携をより一層強化し、生活機能の確保や地域の活性化に資する取組などを通じて、人口の定住につなげるとともに、圏域全体の活力を創出し、持続可能な圏域づくりを目指します。

そして、圏域の目指すべき将来像を「**安心して住み続けられる、笑顔で行き交う圏域**」と定め、その実現に向け、7つの取組を進めてまいります。

＜圏域人口の展望＞

○将来人口設定の考え方

圏域の将来像の実現に向けた取組を進めることを前提とし、圏域人口の現状や9市町村における総合計画、人口ビジョン等の将来人口を勘案し、将来人口を設定します。

○将来人口

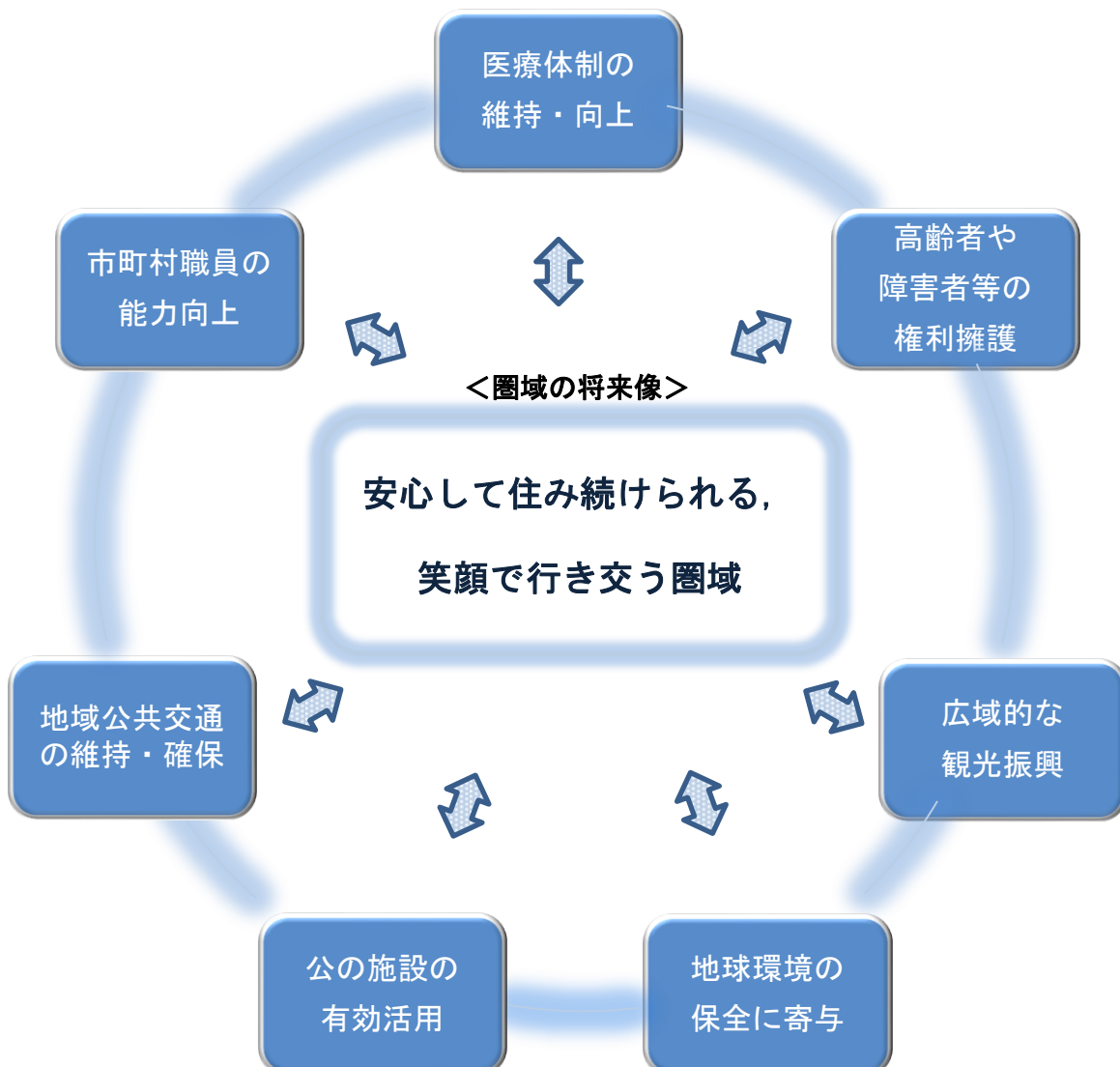
各市町村の地方創生に向けた取組に加え、生活機能の確保や地域の活性化に資する取組を通し、人口の定住を図り、圏域全体の活力を創出するため、**2040（令和22）年における圏域の将来人口目標を666,000人と設定**します。また、老年人口（65歳以上）比率については、2040年に33.3パーセントと設定します。

将来人口と国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による人口推計を比較すると、2040（令和22）年には約44,000人上回ります。また、老年人口（65歳以上）比率については、2040年には33.3パーセントで30パーセントを超えるものの、社人研推計による人口比率を下回っています。

表 21 圏域の将来人口

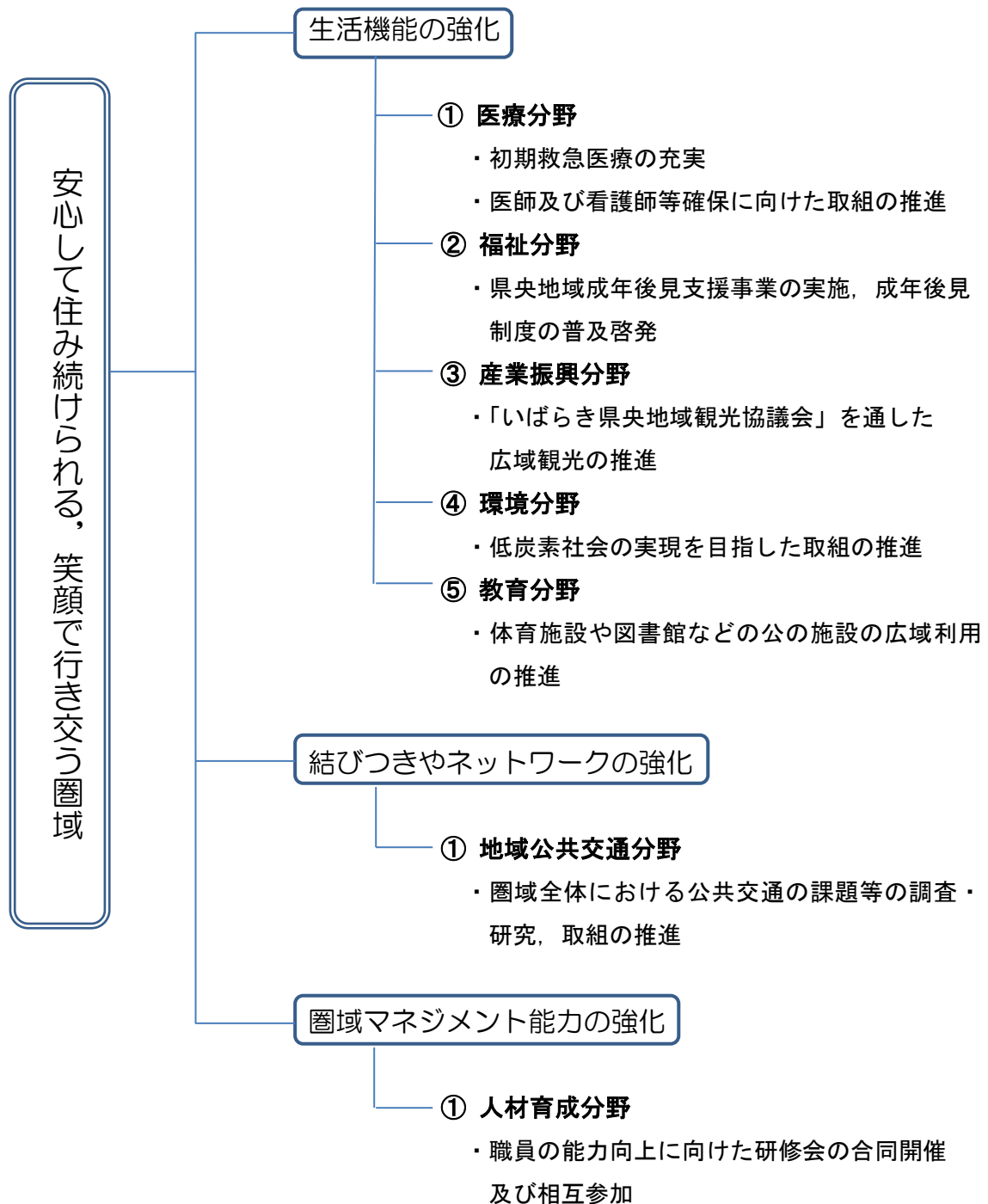
区分		圏域人口	高齢化率（老年人口比率）
2010（平成22）年		723,508人	22.2%
2015（平成27）年		715,718人	25.8%
2020（令和2）年 目標	将来人口	710,400人	28.3%
	社人研推計	707,799人	28.7%
2040（令和22）年 目標	将来人口	666,000人	33.3%
	社人研推計	622,064人	36.3%

◆ ◆ ◆ 圏域の将来像の実現に向けた7つの取組 ◆ ◆ ◆



5 具体的取組

＜施策の体系＞



(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療分野

ア 現状及び課題

- ・ 圏域内の初期救急医療体制については、休日夜間緊急診療所により実施しているところ、在宅当番医により実施しているところ、初期救急医療を実施していないところなど、対応が異なります。その中でも、水戸市に設置されている水戸市休日夜間緊急診療所は、水戸市外からの利用者も多く、圏域内の初期救急医療体制において重要な役割を担っています。

しかしながら、水戸市休日夜間緊急診療所の小児科診療においては、小児科医の減少や高齢化などにより、当番医の確保が難しくなっています。そのため、大学病院などからの協力を得なければ体制を維持できない状況となっており、水戸市の財政負担も大きくなっています。

また、休日夜間緊急診療所において、比較的症状が軽い患者の利用が増えており、緊急性の高い重症の患者の治療に支障をきたしたり、医師の負担が増加したりするなどの問題が発生しています。救急医療を必要としている人が、必要ときに安心して医療を受けられるようにするためには、適正な受診についての住民の協力が必要となっています。

- ・ 圏域内においては、水戸市に一定程度医師が集中していますが、近隣の市町村には医師が少なく、水戸市への依存度が高まっています。特に、産婦人科医や小児科医は、医師の減少や高齢化などにより、安定的な医療を提供できる体制の維持が困難になりつつあります。

また、医師不足と同様に看護師不足も叫ばれており、医療を安定的に提供するため、また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、看護師等の確保は急務となっています。

イ 取組方針

・ 初期救急医療の充実

圏域内の初期救急医療の充実を図るため、水戸市休日夜間緊急診療所の運営・支援、大学病院との連携による体制の強化のほか、診療所等に関する情報の共有や適正受診の啓発についてのガイドブックの作成をはじめとした各種事業に取り組みます。

・ 医師及び看護師等確保に向けた取組の推進

圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組みます。

ウ 基本目標

- ・ 医療分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
圏域の医療施設従事医師数	1,314 人 (2014 (平成 26) 年末)	1,370 人 (2020 (令和 2) 年末)
圏域の看護師・准看護師数	7,712 人 (2014 (平成 26) 年末)	8,310 人 (2020 (令和 2) 年末)

事業 No.	1					
事業名	診療所情報共有・啓発事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の初期救急医療事業の充実を図るため、診療所等に関する情報の共有や適正受診の啓発についてのガイドブックの作成等をはじめとした各種事業に取り組む。					
事業概要	休日夜間緊急診療所の設置等により実施されている初期救急医療は、住民が安心・安全な生活を送る上で必要不可欠なものである。このことから、圏域内に設置されている診療所等に関する情報を市町村のホームページや広報紙などを活用して圏域住民に提供し、診療所等の利便性の向上を図る。 また、医師不足により医師の負担が増加する中で、休日夜間緊急診療所を担当する医師は通常業務と救急医療の双方を担っており、大きな負担となっている。そのような状況で、休日夜間緊急診療所のいわゆる「コンビニ受診」が増えていくと、医師はさらに疲弊し、救急医療の崩壊にもつながりかねない。このことから、適正受診の啓発が必要であり、救急受診の目安などをまとめたガイドブックの作成、ホームページや広報紙などを活用した啓発、小児救急に関するセミナーなどを実施する。 なお、診療所には近隣市町村相互の受診も見られることから、圏域として取り組むことにより、一層効果的な取組となる。					
事業効果	診療所等に関する情報を共有することにより、圏域住民の利便性が向上するとともに、適正受診の啓発により、コンビニ受診を減らし、適切な医療が受けられる体制を整える。					
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)	
	健康セミナー参加者数		0人 (2016(平成28)年度)		延べ325人 (2021(令和3)年度)	
	健康セミナー参加者満足度(5点満点)		平均4.3点 (2017(平成29)年度)		平均4.5点 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	ガイドブック作成					
	ガイドブックの全戸配布、HP掲載					
	転入者へガイドブック配布					
	診療所情報HP掲載					
	広報紙への記事掲載					
	セミナーの実施					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	2,920	100	100	100	100	3,320
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	圏域内の診療所等に関する情報や適正受診に関する情報をホームページやガイドブック等を活用して発信するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	圏域内の診療所等に関する情報や適正受診に関する情報をホームページやガイドブック等を活用して発信する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

※各事業に係る概算事業費については、毎年度の予算により定めます。

事業 No.	2						
事業名	診療所運営支援事業						
連携する市町村名	水戸市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町						
根拠とする協定の規定	圏域内の初期救急医療の充実を図るため、水戸市休日夜間緊急診療所の運営・支援、診療所等に関する情報の共有や適正受診の啓発についてのガイドブックの作成等をはじめとした各種事業に取り組む。						
事業概要	水戸市休日夜間緊急診療所においては、円滑な運営を行うため、医師会や大学病院などの関係機関との連携、調整により、安定的な医療提供体制を確保してきた。しかし、当診療所は患者の約3割、小児科においては約4割が市外からの利用者となっている。 このような中、今後も継続して安定的で円滑な診療所運営を行っていくため、休日夜間緊急診療所を設置していない近隣市町村が、必要な経費の一部に対して財政的な支援を行う。						
事業効果	水戸市休日夜間緊急診療所の運営経費に対する近隣市町村からの支援により、財政的基盤の強化が図られ、休日夜間緊急診療事業の安定的な運営が可能となる。						
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)		
	水戸市休日夜間緊急診療所の体制の維持		開設日数:365日 (夜間, 休日昼間含む) 科 目:小児科, 内科, 外科, 歯科 (外科, 内科は休日昼間のみ) 診療時間:夜間 19:30～22:30 昼間 9:00～15:30 (12:00～13:00は除く) (2016(平成28)年度)		開設日数:365日 (夜間, 休日昼間含む) 科 目:小児科, 内科, 外科, 歯科 (外科, 内科は休日昼間のみ) 診療時間:夜間 19:30～22:30 昼間 9:00～15:30 (12:00～13:00は除く) (2021(令和3)年度)		
事業スケジュール	事業内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	診療所への財政的支援						
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計	
	34,190	34,190	34,190	34,190	34,190	170,950	
	(補助事業等の名称, 補助率等) 診療報酬収入 基準財政需要額算入額						
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市						
	水戸市休日夜間緊急診療所を運営する。						
	近隣市町村		水戸市休日夜間緊急診療所についての情報を発信する。また、その運営を支援するために応分の負担をする。				

事業 No.	3					
事業名	産婦人科医確保事業					
連携する市町村名	水戸市 城里町	ひたちなか市 東海村	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町
根拠とする協定の規定	圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組む。					
事業概要	県央・県北地域の周産期医療において、リスクの高い妊婦の受け入れは、総合周産期母子医療センターの指定を受けている水戸済生会総合病院と、地域周産期母子医療センターの指定を受けている水戸赤十字病院が担ってきた。この2つの病院が両輪となって機能してきたものであり、どちらかが欠けた場合、患者の集中等により、対応不能に陥る可能性があることから、県央・県北地域の問題のみにとどまらず、茨城県全体の周産期医療のバランスが崩れることにもつながりかねない。 周産期医療に対する茨城県の補助はあるが、圏域住民が安心して子どもを生み育てられる環境の維持のため、地元である県央地域として、しっかり支えていく必要がある。そのため、喫緊の対応策として、安定的な医師の確保に苦慮している水戸赤十字病院に対して、産婦人科医の確保のための経費について、財政的な支援を行う。					
事業効果	水戸赤十字病院の産婦人科医が確保されることにより、圏域住民が安心して子どもを生み育て、暮らすことができる環境を整えることができ、圏域内の周産期医療の充実が図られる。					
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)	
	水戸赤十字病院の産婦人科医数		8人 (2016(平成28)年度)		8人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	産婦人科医の確保に対する財政支援					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	19,420	19,420	19,420	19,420	19,420	97,100
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
	茨城県周産期母子医療センター運営費補助金					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	県央地域の周産期医療を確保するため、産婦人科医の雇用に要する経費について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	県央地域の周産期医療を確保するため、産婦人科医の雇用に要する経費について、応分の負担をする。					

事業 No.	4					
事業名	小児科医確保対策事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組む。					
事業概要	医師の不足や偏在が深刻化する中、小児科は時間外の対応の多さや不採算性が高いと言われる、年々標ぼうする医療機関が減少している。また、開業医においては新規開業の減少により高齢化が進み、また、公的病院においてもここ数年の間に定年を迎えた、あるいは迎える小児科医が多く、小児科の存続も危ぶまれる状況である。安定的な医療を提供できる体制の維持のため、小児科医の確保対策について検討する。					
事業効果	小児科医を確保することにより、圏域住民が安心して子どもを産み育て、暮らすことができる環境を整えることができ、圏域内の小児医療の充実が図られる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 (調査時点)		目標値 (達成年度)	
	小児科医の確保数		0人 (2016(平成28)年度)		1人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	小児科医確保対策の検討(小児科医の現状把握、医師会や公的病院を交えての協議等)					
	小児科医確保対策の実施					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	-	-	-	-	-	0
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	小児科医の確保対策の検討に当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	水戸市が中心となって検討する小児科医の確保対策に協力する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	5					
事業名	看護師等確保事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組む。					
事業概要	医師不足と同様に看護師不足も叫ばれており、医療を安定的に提供するため、また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、看護師等の確保は急務となっている。 県央地域は、比較的医療資源が集中しており、圏域内の医療機関での受診も多いことから、安定的な医療提供体制の確保のため、広域的に取り組む必要がある。 看護師数は増加傾向にあるが、看護師有資格者のうち約6割が子育てなどで現場を離れた潜在看護師であると言われており、潜在看護師の復職支援が看護師確保のかぎとなっている。 そのため、茨城県看護協会等と連携し、看護師の再就職を支援する各種事業に取り組み、看護師等の確保を図る。					
事業効果	看護師等の確保を図り、圏域内の安定的な医療提供体制の強化を図る。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 (調査時点)		目標値 (達成年度)	
	病院見学ツアー参加者数		0人 (2016(平成28)年度)		延べ100人 (2021(令和3)年度)	
	復職看護師数		0人 (2016(平成28)年度)		延べ45人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	県看護協会HPとのリンク					
	県看護協会事業のPR					
	病院見学バスツアー事業等	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	230	230	230	230	230	1,150
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	関係機関と連携しながら、事業の制度設計を行うとともに、事業の実施に当たり中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	各市町村における事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	6					
事業名	小中学生病院体験ツアー事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の安定的な医療提供体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援をはじめとした各種事業に取り組む。					
事業概要	医師確保対策は一朝一夕にはできないことから、長期的視点にたち、医師をはじめとした医療関係につく者の増加と圏域内への定着を促進するための対策が必要である。 圏域として独自に取り組むものとして、圏域内小中学生の医療への興味と圏域内の医療状況への理解を深め、医療関係につく者を増やすため、公的病院や医師会等と連携し、病院体験ツアーを実施し、安定的な医療提供体制の確保を図る。					
事業効果	医療の仕事を知り、興味を持ってもらうことで、医師をはじめとした地域医療を守る仲間が増え、長期的には圏域内の医師や看護師等の確保につながる。					
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)	
	病院体験ツアー参加者数		0人 (2016(平成28)年度)		延べ150人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	病院体験ツアーの実施	●	●	●	●	●
	実施状況HP掲載					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	10	10	10	10	10	50
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	関係機関と連携しながら、小中学生を対象とした病院体験ツアーを計画するとともに、事業の実施に当たり中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
各市町村における事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。						

② 福祉分野

ア 現状及び課題

- ・ 我が国では、今後も高齢者の人口割合が増え続け、特に団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

そのため、市町村には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるような体制づくりが求められています。

厚生労働省によると、全国の高齢者の 4 人に 1 人が認知症またはその可能性があるとして、超高齢社会の進展の中で、認知症高齢者は、今後ますます増加していくと推計されています。

また、障害者についても、厚生労働省が障害者支援施設や病院での生活から地域における生活支援に移行していく方針を示しており、これまで入所または入院していた精神障害や知的障害のある人が地域で生活するための支援が進んでいます。

一方で、親族等の支援を受けることができない事例も増えてきており、生活する上で必要な金銭管理や契約行為に関して、第三者の支援を必要とする事例が増加してきています。

- ・ 成年後見などの申立件数は増加傾向にあり、今後も成年後見制度の活用は進んでいくと考えられます。平成 27 年の水戸家庭裁判所管内での申立件数は 477 件であり、このうち約 13%の 62 件が市町村長申立となっています。この中で、県央地域 9 市町村で行った市町村長申立は 19 件となっています。

成年後見などの申立件数の増加に伴い、将来的に後見人等の成り手が不足することが懸念されています。第三者の専門職による後見に加え、法人による後見の受任体制の整備や、新たな成年後見の担い手としての役割が期待される市民後見人の養成が求められています。

イ 取組方針

- ・ **県央地域成年後見支援事業の実施、成年後見制度の普及啓発**

認知症高齢者や障害者など、判断能力の低下した人に対する権利擁護支援体制の強化を図るため、県央地域 9 市町村が連携して成年後見制度の利用支援や法人による後見業務などを行うほか、制度の円滑な運用を図るため、市民後見人の養成や活動支援に取り組んでいきます。実施に当たっては、水戸市社会福祉協議会がこれらの事業に取り組んでいきます。

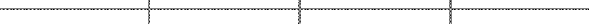
ウ 基本目標

- 福祉分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
圏域内法人の後見受任件数	8 件 (2016 (平成 28) 年度)	45 件 (2021 (令和 3) 年度)

事業 No.	7											
事業名	成年後見制度の普及啓発											
連携する市町村名	水戸市		笠間市		那珂市		小美玉市		茨城町		大洗町	
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。											
事業概要	制度についてわかりやすく説明したパンフレットを作成・配布し、制度の普及啓発を行う。 制度についての理解を深めてもらうため、住民向けの学習会を開催する。 制度の利用につなげるため、専門職団体と連携し、無料の相談会を開催する。											
事業効果	圏域内住民に成年後見制度についての理解を深めてもらうことにより、制度の利用促進が図れる。											
重要業績評価指標（KPI）	指標				現状値 （調査時点）			目標値 （達成年度）				
	住民向け学習会の参加者数				0人 （2016（平成28）年度）			延べ300人 （2021（令和3）年度）				
事業スケジュール	事業内容		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	普及啓発用パンフレットの作成・配布											
	住民向け学習会の実施											
	相談会の開催											
概算事業費（千円）	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	660		660		660		660		660		3,300	
	(補助事業等の名称, 補助率等)											
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市											
	成年後見制度の普及啓発に係る各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。											
	近隣市町村											
	各市町村における成年後見制度の普及啓発に係る各種事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。											

事業 No.	8									
事業名	成年後見制度の利用支援									
連携する市町村名	水戸市 笠間市 那珂市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町									
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。									
事業概要	審判開始の申立てを検討する住民の相談に応じるとともに、申立書類の作成など申立て手続について支援する。また、参加自治体が実施する成年後見人等報酬助成制度の利用についての相談に応じる。 制度の利用につなげるため、専門職団体と連携し、無料の相談会を開催する。									
事業効果	申立てに係るさまざまな相談に応じるとともに、実際の手続についても支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図れる。									
重要業績評価指標（KPI）	指標			現状値（調査時点）			目標値（達成年度）			
	権利擁護・成年後見制度に係る相談件数			0件 (2016(平成28)年度)			180件 (2021(令和3)年度)			
事業スケジュール	事業内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	申立ての支援									
	相談会の開催(再掲)									
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計				
	120	120	120	120	120	600				
	(補助事業等の名称, 補助率等)									
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市									
	成年後見制度の利用支援に係る各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。									
役割分担及び費用負担の考え方	近隣市町村									
	各市町村における成年後見制度の利用支援に係る各種事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。									

事業 No.	9					
事業名	市民後見人の養成及び活動支援					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。					
事業概要	第三者後見人として活動できる市民後見人を養成するため、必要な知識や技術等を身に着けるための講座を開催する。 養成講座を修了した市民後見人の登録を受け付け、法人後見支援員としての活動を支援する。 市民後見人として活動する者に対し相談・助言を行う体制を整備する。 圏域内における案件について、成年後見監督人等を受任する。					
事業効果	新たな権利擁護の担い手として市民後見人の養成に取り組み、法人後見支援員として活動してもらうことにより、身近な立場からきめ細やかな支援の充実が図れる。					
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)	
	養成講座修了生の後見等業務活動件数		0件 (2016(平成28)年度)		12件 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	計画策定					
	市民後見人養成講座の開催					
	講座修了生の登録・管理及び活動支援					
	成年後見監督人等の受任(再掲)					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	-	350	350	350	350	1,400
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	成年後見制度の市民後見人の養成及び活動支援に係る各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
役割分担及び費用負担の考え方	各市町村における成年後見制度の市民後見人の養成及び活動支援に係る各種事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	10					
事業名	成年後見制度法人後見支援					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。					
事業概要	法人後見の業務を適正に行うために必要な知識等を習得するため、法人後見実施団体等を対象とした研修を実施する。 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を構築する。 法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築する。 法人後見を行う事業所の立ち上げを支援し、法人後見の活動の推進に関する取組を行う。					
事業効果	法人後見の活動を支援し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、成年後見制度の効果的・効果的な運用が図れる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	法人後見実施団体数		3団体 （2016（平成28）年度）		6団体 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	計画策定					
	法人後見実施のための研修の実施					
	法人後見の活動を安定的に実施するための取組					
	法人後見の適正な活動のための支援	体制構築 支援実施				
	法人後見を行う事業所の立ち上げ支援					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	-	470	470	700	700	2,340
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	成年後見制度の法人後見支援に係る各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
役割分担及び費用負担の考え方	近隣市町村					
	成年後見制度の法人後見支援に係る各種事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	11					
事業名	法人後見の受任					
連携する市町村名	水戸市 城里町	笠間市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。					
事業概要	圏域内において首長申立てにより後見を開始する案件について、成年後見人等を受任する。 圏域内における案件について、成年後見監督人等を受任する。					
事業効果	判断能力が不十分であるために意思決定が困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を支援するため、成年後見人などを受任し、安心して日常生活が送れるよう援護することが可能となる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	法人後見受任件数		3件 （2016（平成28）年度）		30件 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	成年後見人等の受任					
	成年後見監督人等の受任					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	120	120	120	120	120	600
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	成年後見制度の法人後見受任に係る各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	成年後見制度の法人後見受任に係る各種事業を実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	12					
事業名	県央地域成年後見支援事業の運営支援					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、県央地域成年後見支援事業に取り組み、成年後見制度の効果的・効率的な運用を図る。					
事業概要	水戸市社会福祉協議会が県央地域成年後見支援事業を実施するに当たり、運営経費について財政支援する。					
事業効果	県央地域成年後見支援事業を実施する水戸市社会福祉協議会に対し、運営経費について支援することにより、安定的な事業の推進が図れる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	水戸市社会福祉協議会で県央地域成年後見支援事業に従事する職員の数		0人 （2016（平成28）年度）		3人 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	水戸市社会福祉協議会への支援					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	110,500
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	県央地域成年後見支援事業を実施する水戸市社会福祉協議会を支援するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業の実施に際し、追加で必要な費用が生じたときは、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	県央地域成年後見支援事業を実施する水戸市社会福祉協議会を支援する。また、事業の実施に際し、追加で必要な費用が生じたときは、応分の負担をする。					

③ 産業振興分野

ア 現状及び課題

- ・ 県央地域における観光産業については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や福島第一原発事故の影響により大幅に観光入込客数が落ち込んだものの、平成 24 年以降は徐々に回復し、平成 26 年にはほぼ震災前の水準まで回復しています。

しかしながら、平成 26 年の観光入込客数・観光消費額の前年比をみると、観光入込客数は増加している一方、観光消費額は減少しており、1 人当たりの平均消費額も減少しています。また、日帰り・宿泊の別をみると、日帰り客が 8 割以上を占めています。

圏域には、日本三名園の偕楽園、ひたち海浜公園のネモフィラやコキア等をはじめとする自然、笠間焼などの文化、魚介類や農産物等の豊富な食、各種まつりやイベント、レジャー施設など、集客力のあるさまざまなコンテンツがあります。

この圏域の 9 つの市町村が連携して広域観光の推進を図ることを目的として、平成 22 年にいばらき県央地域観光協議会が組織され、広域観光ホームページの開設、ガイドブックの作成、観光キャンペーンの実施などにより、各市町村の観光や土産品の PR を行っています。

今後は、県央地域全体の観光交流人口の増加に向けて、戦略的かつ効果的なプロモーションを行う必要があります。また、飛躍的な増加が見込まれる訪日外国人を積極的に誘客していかなければなりません。

さらには、茨城空港や常磐自動車道、北関東自動車道、上野・東京ラインによるアクセス性の利点を生かした誘客促進を図るとともに、集客力のあるコンテンツのさらなる磨き上げと広域連携を図ることにより、周遊型観光を推進し、宿泊を伴う観光を目指していく必要があります。

イ 取組方針

- ・ 「いばらき県央地域観光協議会」を通した広域観光の推進

圏域における観光客の動態を把握し、的確なターゲティングの下、効果的なプロモーションを行い、戦略的な観光振興を図ります。また、県央地域が一体となった PR を行うことにより、個々の市町村では醸し出せない地域としての魅力を発信することが可能となり、訪日外国人を含めた観光客が県央地域の市町村に来訪する際の観光資源の選択肢を増やし、魅力ある観光エリアとして認知してもらうことにより、茨城空港を起点としたインバウンド観光の需要を開拓し、集客力の向上を図ります。さらに、それぞれの市町村が持つ魅力を連結させることにより、これまで知られていなかったものの知名度を向上させるとともに、県央地域全体のイメージアップにつなげ、集客力の向上を図ります。

ウ 基本目標

- ・ 産業振興分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
圏域全体の観光交流人口	19, 202, 700 人 (2015 (平成 27) 年)	22, 145, 000 人 (2021 (令和 3) 年)

事業 No.	13					
事業名	県央地域内の観光マーケティング調査					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域の広域観光を推進するため、回遊性を高めるイベントの開催や各自治体の観光物産のPR等の各種事業を実施する。					
事業概要	県央地域に訪れる観光客が、どのような年代層が、どのようなエリアから、どれくらいの時間を費やすかなどについて、実態を把握する観光客動態調査を行う。					
事業効果	観光客の実態を把握することにより、今後の県央地域の観光や各市町村の観光に対して、ターゲットとすべき地域や属性を見極め、的確かつ効果的な施策を行うことができ、戦略的な観光振興を図ることができる。					
重要業績評価指標 (K P I)	指 標	現 状 値 (調査時点)		目 標 値 (達成年度)		
	観光マーケティング調査の実施回数	0回 (2016(平成28)年度)		3回 (2021(令和3)年度)		
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	観光マーケティング調査実施					
概算事業費 (千円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	3,000	6,000	-	-	5,000	14,000
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	観光マーケティング事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
水戸市が中心となって実施する観光マーケティング調査に協力する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。						

事業 No.	14					
事業名	県央地域魅力発信事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域の広域観光を推進するため、回遊性を高めるイベントの開催や各自治体の観光物産のPR等の各種事業を実施する。					
事業概要	県央の魅力を国内外に発信するため、観光キャンペーンをはじめ、広告の出稿、ホームページの強化など、観光PR事業を展開する。 ・首都圏において観光キャンペーンを実施し、ノベルティの作成・配布を行う。 ・土産品イベントを通じ、商品力の強化や販売促進につながるPRを実施する。 ・旅行雑誌等へ広告を出稿し、掲載を依頼する。 ・ホームページの強化、パンフレットの作成・多言語化など、PRツールを活用した情報発信を行う。					
事業効果	県央地域が一体となったPRを行うことにより、個々の市町村では醸し出せない地域としての魅力を発信することができる。また、観光客としては、県央の市町村に来訪する際の観光資源の選択肢が増加することにより、魅力ある観光エリアとして認知され、集客力の向上を図ることができる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 (調査時点)		目標値 (達成年度)	
	土産品イベントの出品数		0品 (2016(平成28)年度)		延べ100品 (2021(令和3)年度)	
	いばらき県央地域観光協議会ホームページのページビュー数		51,999ページビュー (2015(平成27)年度)		100,000ページビュー (2021(令和3)年度)	
	外国人観光客向けキャンペーンの実施		0回 (2015(平成27)年度)		4回 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	観光キャンペーン実施					
	イベントの実施					
	広告出稿					
	PRツールの活用					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	42,500
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	県央地域の魅力を発信するための各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	水戸市が中心となって実施する県央地域の魅力を発信するための各種事業に協力する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	15					
事業名	周遊型観光の推進事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域の広域観光を推進するため、回遊性を高めるイベントの開催や各自治体の観光物産のPR等の各種事業を実施する。					
事業概要	県央地域の市町村が持つ自然や歴史、食など、それぞれの魅力を結び、周遊する事業を展開する。 ・県央地域を自転車でめぐるグルメライドなどの周遊イベントを開催する。 ・県央地域をめぐる広域的なツアーの造成を行う。					
事業効果	それぞれの市町村が持つ魅力を連結させることにより、これまで知られていなかったものの知名度を向上させるとともに、県央地域全体のイメージアップにつなげ、集客力の向上を図ることができる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値（調査時点）		目標値（達成年度）	
	周遊イベント(水戸八景グルメライドを想定)の県外参加者率		36% (2015(平成27)年度)		45% (2021(令和3)年度)	
	周遊ツアーの造成		0本 (2016(平成28)年度)		8本 (2021(令和3)年度)	
	周遊ツアーの集客数		1,720人 (2018(平成30)年度)		3,000人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	周遊イベントの開催					
	周遊ツアーの造成					
	事業の検討、調整					
	旅行企画の募集					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	14,400	15,100	15,700	12,400	11,600	69,200
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	周遊型観光を推進するための各種事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	水戸市が中心となって実施する周遊型観光を推進するための各種事業に協力する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

④ 環境分野

ア 現状及び課題

- 20 世紀半ば以降に観測されている世界的な平均気温の上昇や近年の気候変動は、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いと指摘されており、自然環境や生態系への影響が懸念されています。

そのため、地球温暖化対策の取組は国際的な課題となっており、国においても、東日本大震災以降エネルギー政策の見直しを進めているところであり、地球温暖化の要因とされている温室効果ガスの削減に向けた取組を広域的に実施していく必要があります。

イ 取組方針

- 低炭素社会の実現を目指した取組の推進

地球温暖化防止のためには、一人一人が日常生活の中で取り組んでいくことが重要であり、機会をとらえて節電キャンペーンなどの啓発活動を行うとともに、家庭における温室効果ガス削減状況を把握し、節電などの取組を支援する事業を推進します。

ウ 基本目標

- 環境分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
取組を実施する住民 1 人 当たりの電力使用による 二酸化炭素排出量	58.5kg-CO ₂ (2015(平成 27)年 11 月)	8 %削減 (2021(令和 3)年 11 月)
	74.2kg-CO ₂ (2014(平成 26)年 12 月)	8 %削減 (2020(令和 2)年 12 月)

事業 No.	16					
事業名	エコライフチャレンジ					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内における低炭素社会の実現を目指すため、節電をはじめとする温室効果ガス削減につながる取組を推進する。					
事業概要	地球温暖化対策の必要性を周知するため、温室効果ガス削減に向けた取組を呼びかけ、その成果に対して表彰することにより、省エネ行動の継続につなげる。 取組の一つとして、電力使用量が増え始める晩秋の時期に、当該年の電力使用量と一年前同時期の電力使用量を比較し、その削減量を競うエコライフチャレンジを実施する。また、この取組を関係市町村内の小学校に通学する児童の家庭においても実施することにより、子どもたちの環境教育につなげる。					
事業効果	日常生活の中で、省エネにつながる行動への意識付けを促進し、温室効果ガスの削減を図ることができる。 また、小学校に通学する児童の家庭においても実施することにより、子どもたちの環境に対する意識を高めることができる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	エコライフチャレンジ参加者数		1,317人 (2015(平成27)年度)		2,000人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	エコライフチャレンジの実施					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	850	650	650	650	650	3,450
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	エコライフチャレンジを実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	各市町村におけるエコライフチャレンジを実施する。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	17					
事業名	環境啓発イベントへの相互参加					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内における低炭素社会の実現を目指すため、節電をはじめとする温室効果ガス削減につながる取組を推進する。					
事業概要	各構成市町村で開催されるイベントに相互に参加し、連携してイベントの周知をすることにより、より広域的に集客をし、イベントの啓発効果を上げる。 また、各イベントの取組事例などを参考にすることにより、今後のイベント事業を効果的に実施する。					
事業効果	他市町村のイベントに参加することにより、イベント内容の充実・向上を図り、環境啓発の効果を高めることができる。 また、周知範囲を広げることができ、集客効果が期待できる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	環境啓発イベントの開催回数		4回 （2016（平成28）年度）		6回 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	相互参加に向けての調整					
	イベントへの相互参加					
	各イベントの広報					
	環境活動等の情報発信					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	-	200	200	200	200	800
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	環境啓発イベントへの参加を呼びかけるなど、相互参加を実施するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用が生じたときは、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	圏域内で開催される環境啓発イベントへ参加する。また、事業に必要な費用が生じたときは、応分の負担をする。					

⑤ 教育分野

ア 現状及び課題

- 茨城県央地域における公の施設の広域利用については、既に解散した水戸地方広域市町村圏協議会において、平成13年8月から取り組まれてきたところです。現在は、新たな枠組みで設置された県央地域首長懇話会がこの取組を引き継ぎ、平成23年1月に締結された「県央地域構成市町村による広域連携事業に関する協定」に基づき、広域連携事業の1つとして取り組んでいます。

近年、広域利用の対象となる施設数は80施設程度となっており、利用者総数は延べ27万人前後で推移していることから、おおむね円滑に利用が図られているものと考えられます。

しかしながら、利用者総数に大きな変化がないことから、利用する住民が固定化していることが推察され、今後は施設利用の促進を図っていく必要があります。

また、施設によっては、利用者から利便性についての意見や要望が出ており、今後、利用者の意見や要望の把握に努め、利便性の向上を図っていく必要があります。

イ 取組方針

- 体育館や図書館などの公の施設の広域利用の推進

公の施設の広域利用をより一層推進していくため、現在の課題・問題点を検証しながら、広報媒体の充実など利用促進に向けた効果的なPRや、利用者のニーズに応じた利用方法の改善など、利便性の向上に向けた事業に取り組みます。

ウ 基本目標

- 教育分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
圏域内住民の広域利用者 総数	263,766 人 (2015 (平成 27) 年度)	270,000 人 (2021 (令和 3) 年度)

事業 No.	18					
事業名	公の施設の広域利用に係るPR事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するため、利用促進に向けた効果的なPRや利便性の向上を図る事業に取り組む。					
事業概要	公の施設の広域利用について、住民に対する効果的な情報提供を図るため、既存のホームページの充実、ガイドブック・ポスター・パンフレット等の広報媒体の作成・配布のほか、広域利用促進に向けたキャンペーンの開催などの事業を実施する。					
事業効果	県央地域の9市町村では、公の施設について、行政界を越えて、同一条件の下に相互に利用することが可能であることを、さまざまな媒体を活用してPRすることにより、県央地域全体における公の施設の利用促進が図れる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	いばらき県央地域ガイドホームページのページビュー数		309,554ページビュー （2015（平成27）年度）		360,000ページビュー （2021（令和3）年度）	
	利用促進キャンペーン参加者数		0人 （2016（平成28）年度）		延べ6,000人 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	ホームページの充実					
	パンフレット等の作成					
	キャンペーンの開催方法の検討					
	キャンペーンの開催					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	300	300	300	300	300	1,500
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用に係る各種PR事業において、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用に係る各種PR事業に取り組む。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

事業 No.	19					
事業名	公の施設の広域利用に係る利便性向上事業					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するため、利用促進に向けた効果的なPRや利便性の向上を図る事業に取り組む。					
事業概要	公の施設を広域的に利用する際の住民の利便性の向上を図るため、利用者等の意見や要望を把握した上で、利用方法の改善策、広域利用対象施設の拡充、広域利用対象施設間のネットワーク化等の利用改善策について検討する。					
事業効果	公の施設の広域利用に際し、利便性の向上を図ることにより、利用者に対するサービスの向上及び利用促進が見込まれ、県央地域全体の公の施設の安定的な運営及び有効活用が図れる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標	現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）		
	広域利用対象施設数	78施設 （2016（平成28）年度）		80施設 （2021（令和3）年度）		
	利便性に満足している住民の割合	68% （2017（平成29）年度）		80% （2021（令和3）年度）		
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	アンケート調査の実施					
	利用方法の改善策の検討					
	施設の拡充の検討					
	施設間のネットワーク化の検討					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	400	-	-	-	-	400
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用に係る各種利便性向上事業において、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
	近隣市町村					
	圏域内の体育施設や図書館などの公の施設の広域利用に係る各種利便性向上事業に取り組む。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 地域公共交通分野

ア 現状及び課題

- ・ 圏域内の公共交通は、ＪＲ常磐線，ＪＲ水戸線，ＪＲ水郡線，鹿島臨海鉄道大洗鹿島線及びひたちなか海浜鉄道湊線の鉄道と，バス事業者４者による路線バスにより，ネットワークが形成されています。

その一方で，少子化やモータリゼーションの進展に伴う自動車に依存したライフスタイルの形成などにより，公共交通利用者は減少傾向にあり，特に郊外部では，路線バスの減便や廃止が余儀なくされている状況も見受けられます。高齢者や学生など自動車を利用できない住民にとっては，日常生活を営む上で，その足となる公共交通は必要不可欠な移動手段であり，その維持・確保が喫緊の課題となっています。

公共交通ネットワークを補完するための取組として，圏域内の多くの市町村では，コミュニティバスやデマンド交通などの地域公共交通を導入しており，一定の成果を見せているものの，より効果的な取組としていくためには，それぞれの市町村域だけでなく，交通圏域単位で取り組んでいくことが必要となっています。

超高齢社会，今後本格化する人口減少社会において，これらの時代の課題にも対応できる地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築が求められています。

イ 取組方針

- ・ 圏域全体における公共交通の課題等の調査・研究，取組の推進

県央地域首長懇話会で取り組んできたノーマイカーデーの拡充を図るなど，引き続き公共交通の利用促進に取り組みます。

圏域内における通勤・通学，通院，買い物などの日常生活を営む上で，必要不可欠な住民の足としての公共交通の維持・確保を図るため，交通事業者を交え，地域の実情に即した，多様で持続可能な公共交通体系のあり方について，調査・研究を行います。

公共交通空白地区等の解消を図るため，路線バスの本格運行を視野に入れた地域公共交通の試験運行や，市町村域を超えた地域公共交通の運行など，地域の実情に即した効果的な施策に取り組みます。

ウ 基本目標

- ・ 地域公共交通分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
中心市の路線バスの１日 当たりの利用者数	29,830 人 (2015 (平成 27) 年度)	32,800 人 (2021 (令和 3) 年度)

事業 No.	20					
事業名	公共交通の維持・確保					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域住民の日常生活や経済活動に必要な移動手段を確保するため、圏域の公共交通の課題解決策について、調査・研究を行うとともに、公共交通の維持・確保及び利用促進に係る取組を推進する。					
事業概要	公共交通空白地区等において、補助金に頼らない路線バスの運行を見据え、水戸市と近隣市町村が連携して、地域公共交通を社会実験として導入する。効果的に沿線住民にPRすることにより、需要を創出し、そのニーズを把握するなど効果の検証を行うことで、交通事業者による路線バスの本格運行を先導する。 また、近隣市町村で運行している地域公共交通の水戸市内への域外運行についても、住民ニーズを把握しながら実施する。					
事業効果	公共交通空白地区を解消し、住民の通勤・通学、通院、買い物等の移動手段を確保する。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値 （調査時点）		目標値 （達成年度）	
	水戸市と近隣市町村を結ぶ路線バスの系統数		88系統 （2015（平成27）年度）		85系統 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	先行事業の実施（城里町）					
	事業の需要調査（笠間市）					
	域外運行の実施（那珂市）					
	事業実施の検討					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	25,380	20,380	22,000	22,000	22,000	111,760
(補助事業等の名称, 補助率等)						
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	水戸市と近隣市町村とを結ぶ地域公共交通の導入及び近隣市町村が運営する地域公共交通の水戸市内への運行について検討するに当たり、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					
役割分担及び費用負担の考え方	近隣市町村					
	水戸市へアクセス可能な地域公共交通の導入及び住民ニーズを把握しながら各市町村が運営する地域公共交通の水戸市内への運行の検討を行う。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。なお、当該費用については、水戸市及び事業を実施する市町村が負担するものとする。					

事業 No.	21					
事業名	公共交通の利用促進					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域住民の日常生活や経済活動に必要な移動手段を確保するため、圏域の公共交通の課題解決策について、調査・研究を行うとともに、公共交通の維持・確保及び利用促進に係る取組を推進する。					
事業概要	県央地域首長懇話会で実施してきたノーマイカーデーの拡充を図るなど、公共交通の利用促進に取り組む。					
事業効果	ノーマイカーデーの取組は、平成21年度から県央地域首長懇話会で取り組んでおり、各市町村においても、キャンペーンが浸透してきたところである。 平成27年度からは、ノーマイカーウィークとして、取組日数の拡大や民間事業者等との連携など、事業の見直しを行ったところであり、今後も、施策の拡充を図りながら、圏域内のモビリティマネジメントに係る施策として実施することで、公共交通の利用促進につなげる。					
重要業績評価指標（KPI）	指標		現状値（調査時点）		目標値（達成年度）	
	水戸市と近隣市町村を結ぶ路線バスの1日当たりの利用者数		8,657人 (2015(平成27)年度)		9,600人 (2021(令和3)年度)	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	ノーマイカーウィーク等の実施					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
	130	260	260	260	260	1,170
	(補助事業等の名称, 補助率等)					
役割分担及び費用負担の考え方	水戸市					
	事業の制度設計を行うとともに、事業の周知を図る印刷物を作成するなど、中心的な役割を担う。また、事業に必要な費用を負担する。					
	近隣市町村					
	事業所等と連携を図りながら、各市町村における効果的な事業の実施に努める。また、事業に必要な費用について、応分の負担をする。					

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成分野

ア 現状及び課題

- ・ 圏域全体として、昨今の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、住民ニーズの多様化に伴い、地方自治体の役割は高度化・複雑化してきています。

そのような状況の中、各市町村とも予算や職員の体制、研修対象職員の数など、さまざまな制約や条件を踏まえながら、階層別の研修や専門的な科目別の研修、外部研修機関等への派遣研修等を実施しています。

そのため、職員のニーズをくみ取った多様なテーマの研修や、より専門的な内容の研修を十分に行うことが難しいといった課題、十分な受講者数を確保することができず開催が困難な研修が生ずるなど、全体として幅広い研修メニューを展開できないといった課題、実際の行政課題をテーマとして実施する場合、単独の団体が抱える課題のみではテーマが限定され、習得できる知識や経験が狭くなるおそれがあるといった課題など、さまざまな課題を各市町村が抱えています。

イ 取組方針

- ・ 職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加

それぞれの地域資源を有効に活用し、圏域全体のさらなる発展を図るためには、圏域内職員の交流の活性化と政策立案能力等の向上が重要となっており、圏域内市町村による合同研修会の開催や研修会への相互参加の実施により、効果的・効率的な職員研修の推進を図るとともに、互いの市町村についての理解を深め、圏域全体のマネジメント能力の向上を図ります。

ウ 基本目標

- ・ 人材育成分野における取組の全体的な方向性を示す基本目標は、次のとおりとします。

指 標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
圏域内市町村の合同研修 及び他市町村が開催する 研修に参加する職員数	0 人 (2015 (平成 27) 年度)	延べ 270 人 (2021 (令和 3) 年度)

事業 No.	22					
事業名	職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加					
連携する市町村名	全市町村					
根拠とする協定の規定	圏域内の自治体職員の能力の向上を図るため、研修会を合同で開催するとともに、各自治体が開催する研修会への相互参加を推進する。					
事業概要	政策形成能力やマネジメント能力等を向上させるための研修や圏域内の実際の行政課題をテーマとした研修、受講対象者数などから単独開催が困難な研修等を、合同研修会として開催する。 各市町村で実施する研修に、圏域内職員が相互に参加できる仕組みを構築する。					
事業効果	圏域内における職員相互の交流や連携強化、圏域としての一体感や圏域に対する共通認識の醸成、広域的な視野を持った職員の育成等を図ることができる。 また、他市町村職員と研修に参加することにより、異なる立場・視点からの意見に触れ、自己啓発やモチベーション向上への刺激となるほか、所属団体にはない特色ある研修や著名な講師による研修を受講できるなど、職員研修の充実を図ることができる。 さらに、今後さまざまな政策分野において、広域的な行政課題の解決に向けて取り組んでいくに当たり、その礎となる圏域マネジメント能力の強化につながるものと期待できる。					
重要業績評価指標（KPI）	指 標		現 状 値 （調査時点）		目 標 値 （達成年度）	
	合同研修開催回数		0回 （2015（平成27）年度）		延べ6回 （2021（令和3）年度）	
	研修相互参加人数		0人 （2015（平成27）年度）		延べ90人 （2021（令和3）年度）	
事業スケジュール	事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	研修への相互参加					
	合同研修会の開催					
概算事業費（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	-	1,250	1,250	1,250	1,250	5,000
	（補助事業等の名称、補助率等）					
役割分担及び費用負担の考え方	水 戸 市					
	圏域内の市町村職員の能力向上のための合同研修会の開催や、各市町村で開催する研修会への相互参加事業を実施するに当たり、中心的な役割を担う。 また、合同研修会の開催に係る費用を負担する。なお、研修会への相互参加を実施するに当たっては、研修を実施する市町村が費用を負担する。					
	近隣市町村					
	圏域内の市町村職員の能力向上のための合同研修会の開催や、各市町村で開催する研修会への相互参加事業に取り組む。 また、合同研修会の参加者数に応じた費用を負担する。なお、研修会への相互参加を実施するに当たっては、研修を実施する市町村が費用を負担する。					

6 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

本ビジョンの推進に当たっては、構成市町村の関係各課，関係機関との連携はもとより，県央地域首長懇話会や民間有識者などで構成する茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会等の意見を反映させながら，ビジョンに位置付けた各種事業に取り組みます。

(2) 進行管理

本ビジョンは，毎年度，P D C Aサイクルによる成果検証を行い，必要に応じてビジョンの見直しを行うものとします。

【共生ビジョンの進行管理システム（P D C Aサイクル）】



付 属 資 料

茨城県央地域定住自立圏に係る取組の主な経過

<平成 25 年度>

- 2 月 4 日 第 14 回県央地域首長懇話会を開催
・定住自立圏構想についての協議を開始

<平成 26 年度>

- 5 月 30 日 第 15 回県央地域首長懇話会を開催
・具体的な手順及び役割等についての協議
7 月 10 日 第 16 回県央地域首長懇話会を開催
・連携分野等についての検討
1 月 19 日 第 17 回県央地域首長懇話会を開催
・連携の方向性等についての協議

<平成 27 年度>

- 5 月 29 日 第 18 回県央地域首長懇話会を開催
・連携する事項の方向性についての協議、定住自立圏の名称の決定
7 月 2 日 第 19 回県央地域首長懇話会を開催
・連携する具体的事項の確認、中心市宣言書（案）についての協議
7 月 8 日 水戸市が中心市宣言
10 月 28 日 定住自立圏形成に向けた取組状況等の報告に係る会議（市町村長）
2 月 4 日 第 20 回県央地域首長懇話会を開催
・定住自立圏形成協定（案）についての協議

<平成 28 年度>

- 5 月 9 日 第 21 回県央地域首長懇話会を開催
・定住自立圏形成協定（案）の決定、共生ビジョン（素案）についての協議
6 月 構成市町村において、定住自立圏形成協定の締結について、議会で議決
＜各市町村の議決月日＞
水戸市(6/28), 笠間市(6/15), ひたちなか市(6/24), 那珂市(6/28),
小美玉市(6/17), 茨城町(6/16), 大洗町(6/1), 城里町(6/14), 東海村(6/20)
7 月 5 日 水戸市と近隣 8 市町村との 1 対 1 の形成協定を締結
7 月 5 日 第 22 回県央地域首長懇話会を開催
・共生ビジョン（素案）についての協議
7 月 14 日 第 1 回茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
8 月 9 日 第 2 回茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
10 月 20 日 第 3 回茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
11 月 4 日 第 23 回県央地域首長懇話会を開催
茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンの策定
2 月 3 日 第 4 回茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
2 月 13 日 第 24 回県央地域首長懇話会を開催
茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン第 1 回変更

<平成 29 年度>

10 月 27 日 第 26 回県央地域首長懇話会を開催
茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン第 2 回変更

<平成 30 年度>

2 月 13 日 第 30 回県央地域首長懇話会を開催
茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン第 3 回変更

<令和元年度>

7 月 8 日 第 31 回県央地域首長懇話会を開催
茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン第 4 回変更

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県央地域定住自立圏形成協定（以下「協定」という。）により形成された圏域全体を対象として、圏域の将来像及び協定に基づき推進する具体的な取組などを定める定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるために開催する茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関すること。
- (2) 懇談会がビジョンに関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は20人以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、水戸市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 協定の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、水戸市長が適当と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 水戸市長は、必要に応じて懇談会を招集する。

- 2 懇談会に、座長と副座長を置く。
- 3 座長は、懇談会の議長となり、その運営に当たる。
- 4 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその代理を務めるものとする。
- 5 水戸市長は、必要に応じて委員以外の者を懇談会に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、水戸市市長公室政策企画課において行う。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成28年5月11日から施行する

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(敬称略 順不同)

氏 名	所属・役職等	備 考
田中 泉	茨城大学人文学部教授	座 長
村中 均	常磐大学国際学部准教授	副座長
原 毅	水戸市医師会会長	
相川 三保子	茨城県看護協会会長	
保立 武憲	水戸市社会福祉協議会会長	
飯村 健一	水戸観光協会専務理事	
川島 省二	茨城県環境管理協会環境事業部長	
任田 正史	茨城交通株式会社代表取締役社長	
小原 規宏	茨城大学人文学部准教授	
出野 清秀	茨城県ハイヤー・タクシー協会副会長	
小室 万左子	日立製作所ひたちなか総合病院看護局・総看護師長	
大内 康弘	ひたちなか市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	
鈴木 誉志男	ひたちなか商工会議所会頭	
蝦名 不二夫	独立行政法人国立高等専門学校機構茨城工業高等専門学校名誉教授	
肥後 良雄	東京医科大学茨城医療センター事務部参与	
島田 久	小美玉観光協会事務局長	
平澤 文子	NPO環～WA 代表理事	
石井 藤一郎	大洗観光協会会長	
森田 宏二	城里町商工会会長	
吉成 亘弘	東海村社会福祉協議会企画経営室長	

(平成 28 年 11 月策定時現在)

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン
令和元年7月

発 行 水戸市
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
TEL 029-224-1111（代表）
ホームページアドレス <http://www.city.mito.lg.jp>

編 集 水戸市 市長公室 政策企画課